平成十二年政令第四百八十号 投資信託及び投資法人に関する法律施行令

目次 正するこの政令を制定する。 施行令(平成十年政令第三百七十号)の全部を改き、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百九十八号) の規定に基づ内閣は、投資信託及び投資法人に関する法律

総則(第一条—第八条)

投資法人制度(第五十四条—第百二十 八条) 投資信託制度 (第九条—第五十三条)

第四章 雜則 (第百二十九条—第百三十六条)

章

第一条 この政令において、「委託者指図型投資 信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信 百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法 資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第 資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人 録投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投 証券、公募、投資信託委託会社、投資法人、登 投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益 託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券 いう。) 第二条に規定する委託者指図型投資信 信託及び投資法人に関する法律(以下「法」と 託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資 産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信 債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資 予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人 託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、 ティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「投資信 託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバ 「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口 人債権者をいう。 投資法人債券、資産運用会社、資産保管会 一般事務受託者、外国投資信託又は外国投

の委託先の範囲) (委託者指図型投資信託における運用指図権限

権限の全部又は一部を委託しようとする投資信 等をいう。以下同じ。)を除く。)とする。 社等(法第四十七条第一項に規定する信託会社 産をいう。以下同じ。)の受託者である信託会 託財産(法第三条第二号に規定する投資信託財 者は、次に掲げる者(委託者がその指図に係る 法第二条第一項に規定する政令で定める

- 三百二十一号)第十六条の十二各号に掲げ 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第
- 二 信託会社等(前号に掲げる者に該当するも が有価証券又はデリバティブ取引に係る権利のを除き、当該信託会社等による運用の指図 以外の資産のみに対する投資として行われる
- 条第九号又は第十号に掲げる資産のみに対す 他の行政処分を含む。) を受けている法人 可と同種の許可(当該許可に類する登録その 規定により当該外国において同法第三条の許 規定する商品投資顧問業者又は外国の法令の る投資として行われる場合に限る。) 当該商品投資顧問業者による運用の指図が次 (平成三年法律第六十六号) 第二条第四項に (第一号に掲げる者に該当するものを除き、 商品投資に係る事業の規制に関する法律

(特定資産の範囲)

|第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める 資産は、次に掲げるものとする。

有価証券

び第十九条第五項第二号において同じ。)に暗号等資産関連金融指標をいう。第十号ハ及 おいて同じ。)に係る権利 条第四号並びに第百二十五条第一項第二号に 係るものを除く。第十号ハ及びニ、第百十七 百八十五条の二十二第一項第一号に規定する じ。)及び暗号等資産関連金融指標(同法第 産をいう。第十九条第五項第二号において同 条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資 取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第1 デリバティブ取引(暗号等資産(金融商品

- 五. 兀 不動産の賃借権 地上権
- 七 金銭債権(第一号、第二号、前号及び第十 九条第五項において同じ。) 号に掲げるものに該当するものを除く。 ものを除く。第十九条第五項において同じ。) 約束手形(第一号に掲げるものに該当する

第十

を主として当該資産に対する投資として運用 とを約する契約に係る出資の持分(第一号に し、当該運用から生ずる利益の分配を行うこ に出資を行い、相手方がその出資された財産 当事者の一方が相手方の行う前各号、第十 号又は第十二号に掲げる資産の運用のため

- 第五項において「匿名組合出資持分」とい 掲げるものに該当するものを除く。第十九条
- 品をいう。以下同じ。) 第二百三十九号)第二条第一項に規定する商 商品(商品先物取引法(昭和二十五年法律
- る取引をいう。以下同じ。) に係る権利 商品投資等取引(次のイからニまでに掲げ
- 三号に掲げるものを除く。)に係る取引 (以下「商品投資取引」という。) 第二条第一項に規定する商品投資(同項第 商品投資に係る事業の規制に関する法律
- る店頭商品デリバティブ取引 商品先物取引法第二条第十四項に規定す
- する取引(デリバティブ取引並びにイ及び とを約するものを含む。)又はこれに類似 金額に相当する金銭又は商品を授受するこ 銭の支払とあわせて当該元本として定めた 払うことを相互に約する取引(これらの金 号等資産関連金融指標を除く。) の約定し 第二十五項に規定する金融指標をいい、暗 の一方と取り決めた商品の価格、商品指数に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者 下同じ。)の約定した期間における変化率二条第二項に規定する商品指数をいう。以 価格若しくは商品指数(商品先物取引法第 当事者の一方が相手方と取り決めた商品の た期間における変化率に基づいて金銭を支 若しくは金融指標(金融商品取引法第二条 当事者が元本として定めた金額について
- ニ 当事者の一方の意思表示により当事者間 る取引(デリバティブ取引に該当するもの 支払うことを約する取引又はこれに類似す 与し、当事者の一方がこれに対して対価を ができる権利を相手方が当事者の一方に付 においてハに掲げる取引を成立させること 口に掲げる取引に該当するものを除く。)
- ギー発電設備(第三号に掲げるものに該当す 号)第二条第二項に規定する再生可能エネル 関する特別措置法(平成二十三年法律第百八 電設備」という。) るものを除く。以下「再生可能エネルギー発 再生可能エネルギー電気の利用の促進に
- 十二 公共施設等運営権(民間資金等の活用に よる公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年法律第百十七号) 第二条第七項

- に規定する公共施設等運営権をいう。以下同
- 委託先の範囲) (委託者非指図型投資信託における運用権限
- 第四条 者は、次に掲げる者とする。 金融商品取引法施行令第十六条の十二各号 法第二条第二項に規定する政令で定める
- のを除き、当該信託会社等による運用が有価 に掲げる者 信託会社等(前号に掲げる者に該当するも
- 資産のみに対する投資として行われる場合に 証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の
- 三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第 二条第四項に規定する商品投資顧問業者又は 対する投資として行われる場合に限る。) が前条第九号又は第十号に掲げる資産のみに のを除き、当該商品投資顧問業者による運用 する登録その他の行政処分を含む。) を受け 法第三条の許可と同種の許可(当該許可に類 外国の法令の規定により当該外国において同 ている法人(第一号に掲げる者に該当するも

証券関連デリバティブ取引) (証券投資信託の主たる投資の対象となる有価

第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める する。 バティブ取引をいう。次条において同じ。)と 関連デリバティブ取引(金融商品取引法第二十 価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除 有価証券関連デリバティブ取引は、有価証券 八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリ く。次条において同じ。)についての有価証券 (金融商品取引法第二条第二項の規定により有

(証券投資信託の範囲)

- 第六条 法第二条第四項に規定する政令で定める を目的とする委託者指図型投資信託とする。 の二分の一を超える額を有価証券に対する投資 委託者指図型投資信託は、投資信託財産の総額 証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。) として運用すること(有価証券についての有価 (公募の範囲)
- 第七条 法第二条第八項に規定する政令で定める 場合は、五十人以上の者を相手方とする場合と
- 2 取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家 (金融商品取引法第二条第三項第一号に規定す 前項の場合における人数の計算については、

3

令で定める場合に該当するときは、当該適格機に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府 関投資家を除くものとする。 る適格機関投資家から適格機関投資家以外の者 れる場合であって、受益証券がその取得者であ る適格機関投資家をいう。以下同じ。) が含ま

(適格機関投資家私募等の範囲)

第八条 法第二条第九項第一号に規定する政令で 定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該 当する場合とする。

合を含む。) のいずれかに該当するものを既 その他これに準ずる場合として内閣府令で定 項各号(同法第二十七条において準用する場 ものであって金融商品取引法第二十四条第一 める場合であること。 渡が禁止される旨の制限が付されている場合 当該受益証券の発行者が、当該受益証券と 、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲 受益証券に、内閣府令で定める方式に従 一種類の受益証券として内閣府令で定める

三 当該受益証券と同一種類の受益証券として 条第三項に規定する特定投資家向け有価証券 内閣府令で定めるものが金融商品取引法第四 でないこと。

に発行している者でないこと。

る場合(前項に規定する場合を除く。)とする。 る場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当す 引法第三十四条に規定する金融商品取引業者 法第二条第九項第二号に規定する政令で定め 込みの勧誘を行う場合であること。 の委託により又は自己のために当該取得の申 等をいう。次項において同じ。)が顧客から あっては、金融商品取引業者等(金融商品取 行及び適格機関投資家以外の者である場合に 取得の申込みの勧誘の相手方が国、日本銀

定める要件に該当する場合(前項に規定する されるおそれが少ないものとして内閣府令で 定取得者に限る。)をいう。)以外の者に譲渡 第一項第六号に規定する非居住者をいい、特 家又は非居住者(外国為替及び外国貿易法 場合を除く。)であること。 (法第二条第九項第二号に規定する特定投資 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第六条 受益証券がその取得者から特定投資家等

れかに該当する者をいう。 前項第二号の「特定取得者」とは、次のいず

引業者等又は外国証券業者(金融商品取引法 当該受益証券を証券関連業者(金融商品取

> 項第六号に規定する非居住者をいう。 居住者をいう。)から取得する非居住者 国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する ぎ又は代理によって居住者(外国為替及び外 をいう。次号において同じ。)の媒介、取次 第五十八条に規定する外国証券業者をいう。)

二 当該受益証券を証券関連業者又は4 住者から取得する非居住者

投資信託制度

第九条 法第三条第三号に規定する政令で 投資信託契約は、外国法人である金融商 引業者をいう。以下同じ。) を委託者と 業者(法第二条第十一項に規定する金融 融商品取引業者とする。 定する政令で定める金融商品取引業者は 信託契約をいう。以下同じ。)とし、 結する投資信託契約(法第三条に規定す に営業所又は事務所を有する外国法人で (委託者指図型投資信託の委託者の要件

(情報通信の技術を利用する方法)

第十条 第五十四条第一項において準用する場合を含 当該事項を提供する相手方に対し、その用いる 条第三項及び第四項において準用する場合を含 示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なけ 同条第二項に規定する方法(以下この条におい 内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、 する者(次項において「提供者」という。)は、 法第五条第二項に規定する事項を提供しようと む。以下この条において同じ。)の規定により 第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三 び第五十九条において準用する場合を含む。)、 む。)、第十四条第五項(法第五十四条第一項及 ればならない。 て「電磁的方法」という。) の種類及び内容を 法第五条第二項(法第十三条第二項(法

2 らない。ただし、当該相手方が再び前項の規定 (委託者指図型投資信託の受益証券に関する読 する事項の提供を電磁的方法によってしてはな 法による提供を受けない旨の申出があったとき 相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方 による承諾をした場合は、この限りでない。 は、当該相手方に対し、法第五条第二項に規定 前項の規定による承諾を得た提供者は、当該

第十一条 指図型投資信託について信託法(平成十八年法 法第六条第七項の規定において委託者

(司||託法の規定 読み替える信 読み替えられ る字句 字 読

である金田男に規	でして解問品取引で定める ・る投資締合のでである。 ・と、と、と、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	他の非居	次号に	12者 (同
四項 第百九十条第		二項第二号第百九十条第	第二号第二十六条	言治の夫気
受益権に係る 十五条第二項		電磁的記録を	数	る号を
事項	じ。) を 関する法 関する法 関する法	(投資信電 磁的	口数	与右

第一項及び第 第二百十三条 第 及び第二百条 第百九十九条 一項 の数 総数 ر د る受益権を除 項の定めのあ 八十五条第二 受益権(第百 総口数 0) 受益権 口数

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止 の適用除外)

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定め る投資信託は、次に掲げるものとする。 約款をいう。以下同じ。) に定めた投資信託 四条第一項に規定する委託者指図型投資信託 次に掲げる旨の全てを投資信託約款

法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとお 律第百八号)の規定を準用する場合における同

み替える 法律第 信託及 第十項 法人に する電 琢をい

ものに限る。)

十六項に規定する金融商品取引所をいう。以の受益証券が金融商品取引所(同法第二条第の変動率に一致させるよう運用する旨及びそ 二条第十四項に規定する金融商品市場をいの変動率を金融商品市場(金融商品取引法第(その投資信託財産の一口当たりの純資産額 規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。 券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に 下同じ。) に上場され、又は店頭売買有価証 う。以下同じ。)における相場その他の指標 以下同じ。)に登録される旨を投資信託約款

反映されると認められる投資信託として内閣 おいて同じ。)であり、かつ、当該指標の変 として内閣府令で定める指標をいう。次号に 動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に される指標であって継続的に公表されるもの 格指標(客観的かつ公正な基準に基づき算出 に定めた投資信託にあっては、当該指標が 府令で定めるものに限る。) 受益者の請求によりその受益証券をその

と内閣府令で定めるところにより交換を行 の条において「上場有価証券等」という。)して内閣府令で定めるものに限る。以下こ れている商品その他の換価の容易な資産と 投資信託財産に属する有価証券又は商 項に規定する商品市場をいう。)に上場さ その受益証券の取得の申込みの勧誘が募 (金融商品取引所に上場されている有価 、商品市場(商品先物取引法第二条第九ェ融商品取引所に上場されている有価証

条第一号及び第三号並びに第百十九条にお 登録される旨 いて同じ。)により行われる場合にあって る有価証券の募集をいう。次号、第二十四 集(金融商品取引法第二条第三項に規定す される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に は、当該受益証券が金融商品取引所に上場

金銭の信託である旨

適正に反映されると認められるものとして内 標の変動率がその受益証券の価格の変動率に た投資信託であって、次のイに定める適格指 閣府令で定めるもの 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定め

の純資産額の変動率を適格指標の変動率に 一致させるよう運用する旨 その運用の対象を有価証券又は商品と かつ、その投資信託財産の一口当たり

品の数の構成比率に相当する比率により構 品によって当該受益証券を取得しなければ 成される各銘柄又は種類の有価証券又は商 象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商 府令で定めるところにより、その運用の対 その受益証券の募集に応じる者は、内閣

ハ その受益証券とその投資信託財産に属す 該投資信託財産に属する上場有価証券等と る有価証券又は商品との交換を行う場合に は、受益者の請求により当該受益証券を当

に登録される旨となるところにより交換を行う内閣府令で定めるところにより交換を行う

四 次に掲げる旨の全てを投資信託約款に定めて、当該受益権を他の投資信託の投資信託の投資信託の投資信託の投資信託であって、当該受益権を他の投資信託の投資信託であまる旨を投資信託約款に定めたものて、当該受益権を他の投資信託の投資信託財産

かに掲げる旨の全てを投資信託約款に定めた投資信託であって、その受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募(法第四申込みの勧誘が適格機関投資家和募をいう。)により行われるもの(第一号私募をいう。)により行われるもの(第一号人が前号に掲げる投資信託に該当するものを除く。)

f 図 f を f で f を f で f を f o c k o を f o c k o

(指図行使の対象となる権利を有する者)

(指図行使の対象となる権利) 第二十六条に規定する優先出資社員とする。 第二十六条に規定する優先出資社員とする。 法律第百五号。以下「資産流動化法」という。) 法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)

第十四条 法第十条第一項に規定する政令で定め

権利で内閣府令で定めるもの

「中成五年法律第四十四号)第八条第二項の以条第一項(第二号に係る部分に限る。)の以表第一項(第二号に係る部分に限る。)の以来第一項(第二号に係る部分に限る。)の以来第一項(第二号に係る部分に限る。)の以外条第一項(第二号に係る部分に限る。)の以外条第一項(第二号に係る部分に限る。)の以外のでであるもの

三 資産流動化法第四十二条第六項において準になる部分に限る。)の規定に基づき同号にに係る部分に限る。)の規定に基づき同号にに係る部分に限る。)の規定に基づき同号ににがる会社法第八百二十八条第一項(第二号

ない権利) (議決権の行使について代理人の数が制限され

第十六条 法第十条第二項に規定する政令で定め会社法の規定を準用する規定)

オ十六条 注第十条第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十五条第一項とする規定は、資産流動化法第六十五条第一項とする。

(不動産の鑑定評価を要する権利等)

第十六条の二 法第十一条第一項(法第五十四条) お一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

があるもの

一 に任いを発電がつってこれに 土地又は建物の賃借権及び地上権

(投資信託委託会社の利害関係人等の範囲) 益権の数が一であるものに限る。) 益権の数が一であるものに限る。) 一信託の受益権であって土地若しくは建物又

定める者は、次に掲げる者とする。 委託会社と密接な関係を有する者として政令で第十七条 法第十一条第一項に規定する投資信託

当該投資信託委託会社の親法人等(金融商

法人等をいう。以下同じ。)

出取引法第三十一条の四第四項に規定する子品取引法第三十一条の四第四項に規定する子法人等をいう。以下同じ。)

じ。) 四号に規定する特定個人株主をいう。以下同四号に規定する特定個人株主をいう。以下同融商品取引法施行令第十五条の十六第一項第三 当該投資信託委託会社の特定個人株主(金

令で定める者前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府

(特定資産の価格等を調査する者)

人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるも利害関係人等(当該受託会社の親法人等、子法託会社をいう。以下この条において同じ。)の託会社をいう。以下この条において同じ。)の第十八条 法第十一条第二項に規定する政令で定

でありおり

のとして内閣府令で定める者をいう。)以外の

1 弁護士にあっては、次に掲げる者

弁護士法(昭和二十四年法律第二百五百二十四条において同じ。)又は使用人の社員。以下この条、第二十八条及び第、公役員(役員が法人であるときは、そ社の役員(役員が法人であるときは、そ社の役員(役員が法人であるときは、そ

弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護できない者のできない者という。 (3) の規定により、法第十一条第二項の一号) の規定により、法第十一条第二項の一

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者士共同法人にあっては、次に掲げる者弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護

務をすることができない者十一条第二項の規定による調査に係る業年法律第六十六号)の規定により、法第年法律第六十六号)の規定により、法第務の取扱い等に関する法律(昭和六十一務の取扱い等に関する法律(昭和六十一

イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者監査法人であって次に掲げる者以外のもの監査法人であって次に掲げる者以外のもの法律第百三号)第十六条の二第五項に規定す法 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年

1 当該投資信託委託会社又は当該受託会

2 公認会計士法の規定により、法第十一

(1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の会計参与

があるもの (1) に掲げる者

することができない者 条第二項の規定による調査に係る業務を3 公認会計士法の規定により、法第十一

令で定めるもの価に関し専門的知識を有する者として内閣府価に関し専門的知識を有する者として内閣府前二号に掲げるもののほか、特定資産の評

要する者等) (利益相反のおそれがある場合の書面の交付を

第十九条 法第十三条第一項本文及びただし書に第十九条 法第十三条第一項本文及びただし書に見の特定資産と同種の資産を投資の対象とす社として資産の運用を行う投資法人であって、社として資産の運用を行う投資法人であって、回号の特定資産と同種の資産を投資の対象とするものとする。

とする。

大学十二条第一号及び第十二号に掲げるもの政令で定める特定資産は、第三条第三号から第項において準用する場合を含む。)に規定する項において準用する場合を含む。)

、 、 、 、 、 、 、 、 、 に お に 規定する 政令で定める 取引は、 の規定を 法第五十四条第一項に おいて 準用する の規定を 法第五十四条第一項に おいて 準用する

の委託及び受託不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理

不動産の賃借権の取得及び譲渡

地上権の取得及び譲渡

五 公共施設等運営権の取得及び譲渡渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託四 再生可能エネルギー発電設備の取得及び譲

一 自己又はその取締役若しくは執行役る政令で定める者は、次に掲げる者とする。生 法第十三条第一項第二号及び第三号に規定する。

運用の指図を行う他の投資信託財産

三 資産の運用を行う投資法人

る利害関係人等をいう。) 四 利害関係人等(法第十一条第一項に規定す

の顧客であって内閣府令で定める者投資法人の資産の運用に係る業務以外の業務五 委託者指図型投資信託に係る業務及び登録

有価証券(内閣府令で定めるものに限る。) 政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。 項において準用する場合を含む。)に規定する 項において準用する場合を含む。)に規定する

二 約束手形の取得及び譲渡号等資産関連金融指標に係るものを除く。) 号等資産関連金融指標に係るものを除く。) 金融商品取引法第二条第二十二項に規定すの取得及び譲渡並びに貸借

は貯金に係るものを除く。)の取得及び譲渡その他内閣府令で定める金融機関への預金又性預金証書をもって表示されるもの及び銀行四 金銭債権 (コールローンに係るもの、譲渡

取得及び譲渡並びに貸借 匿名組合出資持分の取得及び譲渡 商品(内閣府令で定めるものに限る。)

0)

商品投資等取引(内閣府令で定める取引に

(電磁的方法による通知の承諾等)

第二十条 法第十七条第三項(法第二十条第一項 令で定めるところにより、あらかじめ、当該通 において「通知発出者」という。) は、内閣府 承諾を得なければならない。 類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による 知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種 同じ。)により通知を発しようとする者(次項 法をいう。以下この条及び第二十二条において 用する場合を含む。) の規定により電磁的方法 (法第十七条第一項第三号に規定する電磁的方 (法第五十九条において準用する場合を含む。) 第五十四条第一項及び第五十九条において準 2

合は、この限りでない。 該相手方が再び同項の規定による承諾をした場 的方法によって発してはならない。ただし、当 たときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁 磁的方法による通知を受けない旨の申出があっ 同項の相手方から書面又は電磁的方法により電 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、

(書面による決議に関する読替え)

第二十一条 法第十七条第九項(法第二十条第一 替えは、次の表のとおりとする。 準用する場合における当該規定に係る技術的読 う場合について信託法第百十条第二項の規定を あっては、信託会社等)が書面による決議を行 を含む。)の規定において投資信託委託会社 項及び第五十四条第一項において準用する場合 (法第五十四条第一項において準用する場合に

(書類に記載すべき事項等の電磁的方法による まみ替える字句 (書類に記載すべき事項等の電磁的方法をいう。 までは、 (書類に記載すべき事項等の電磁的方法をいう。 までは、 (書類に記載すべき事項等の電磁的方法による までは、									
	(書類に記			_	百十	の規定	信託	み 替	l
	載すべき事で			法による	磁的	句	れる	み 替	ı
2	唄等の電磁的方法による	下同じ。)	電磁	第三号に規定	磁的方法(同条			読み替える字句	
			.1					2	Ī

提供の承諾等)

第二十二条 法第十七条第九項(法第二十条第一 項及び第五十四条第一項において準用する場合 を含む。)において準用する信託法第百十条第 第百十四条第三項又は第百十六条第一項

め、当該事項の提供の相手方に対し、その用い 供を電磁的方法によってしてはならない。ただ ったときは、当該相手方に対し、当該事項の提 方法による事項の提供を受けない旨の申出があ の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的 とする者(次項において「提供者」という。) 電磁的方法による承諾を得なければならない。 る電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は に規定する事項を電磁的方法により提供しよう し、当該相手方が再び同項の規定による承諾を 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項 内閣府令で定めるところにより、あらかじ

第二十三条 法第十八条第三項(法第五十四条第 5. 項の規定を準用する場合におけるこれらの規定 請求について信託法第百四条第一項及び第十一 において準用する場合を含む。)の規定による おいて法第十八条第一項(法第五十四条第一項 に係る技術的読替えは、 一項において準用する場合を含む。)の規定に 次の表のとおりとす

第十一項	第 第 百 項 条	の規定話み替え
一項 五 条 第 八十	日 が が 発生	字句 ら れ る
七項に関する法律第二条第投資信託及び投資法人	。) が を生ずる日をいう。以を生ずる日をいう。以を生ずる日をいう。以 かりの がんしょう がんしょう がんしょう がん	読み替える字句

定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす る請求について信託法第百四条第一項及び第十 条第三項の規定において同条第一項の規定によ 一項の規定を準用する場合におけるこれらの規 法第二十条第一項において準用する法第十八

	第一項	第百四条	の規定	る信託法	替
	日 が	効力発生	字句	られる	読み替え
を生ずる日をいう。以	契約の解約がその効力	効力発生日(投資信託			読み替える字句

(募集の取扱い等の範囲)

(反対受益者の受益権買取請求に関する読替え) した場合は、この限りでない。

九条において同じ。)

三 その行う募集又は私募に係る有価証券の転 売を目的としない買取り

金融商品取引法第二条第八項第一号から第

Ŧi. 八項第九号に規定する有価証券の売出しの取 売出しの取扱い(金融商品取引法第二条第

特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをい 融商品取引法第二条第八項第九号に規定する 特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い(金

人等及び受託会

害関係人等

その利害関係

及びその 字句

利

(委託者非指図型投資信託の受益証券に関する 読替え) 七 その他前各号に掲げるものに類する行為

準用する場合における同法の規定に係る技術的 託者非指図型投資信託について信託法の規定を 法第五十条第四項の規定において委

号	条第二項	号 条 第 五 十 W	規定託法	読み替えば、次
	電磁的記録を	数	る字句	読み替えられ┃読みま次の表のとおりとする。
条第十項において第五十四条第十四条の	資信託及び投資電磁的記録(投	口 数		読み替える字句とする。

第百九

+

十五条第二項 事項(第百八

事項

同 じ。) 録をいう。

を

以下

受益権に係る ものに限る。)

の定めのない

条第四項

第二十四条 法第二十六条第一項(法第五十四条 する政令で定める行為は、次に掲げるものとす 第一項において準用する場合を含む。)に規定 九条及

第百

九

受益権

第二百

条 び

る受益権を除 項の定めのあ

八十五条第二 受益権(第百

項

する有価証券の私募をいう。次号及び第百十 私募(金融商品取引法第二条第三項に規定

第二十六条 法第五十四条第一項の規定において

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

する場合における当該規定に係る技術的読替え る業務について法第十一条第二項の規定を準用 信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係

読み替える

三号まで及び第八号に掲げる行為 扱いをいう。) 二項 第十一条第 は、次の表のとおりとする。

2 読み替える 第 第二十六条 係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 指図型投資信託について法第二十六条第一項第 二号の規定を準用する場合における当該規定に 一項第二 法第五十四条第一項の規定において委託者非 読み替えられる 投資信託委託会 社 全部又は 部 読み替える 信託会社等 字句 部

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第二条第一項

第二条第二

第二十七条 接な関係を有する者として政令で定める者は、 る法第十一条第一項に規定する信託会社等と密 次に掲げる者とする。 法第五十四条第一項において準用す

当該信託会社等の親法人等

当該信託会社等の子法人等

当該信託会社等の特定個人株主

令で定める者 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府

第二十八条 法第五十四条第一項において準用す る法第十一条第二項に規定する政令で定めるも (特定資産の価格等を調査する者) は、次に掲げる者とする。

務弁護士共同法人であって次に掲げる者以外 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事

弁護士にあっては、次に掲げる者 当該信託会社等の役員又は使用人

(2)(1) 項の規定による調査に係る業務をするこ第一項において準用する法第十一条第二 とができない者 弁護士法の規定により、法第五十四条 一項において準用する法第十一条第二

(1) その社員のうちにイ(1)に掲げる者 士共同法人にあっては、次に掲げる者 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護

があるもの

公認会計士又は監査法人であって次に掲げ (2) 係る業務をすることができない者 る法第十一条第二項の規定による調査に り、法第五十四条第一項において準用す 務の取扱い等に関する法律の規定によ 弁護士法又は外国弁護士による法律事

る者以外のもの 公認会計士にあっては、次に掲げる者 当該信託会社等の役員又は使用人

(2)(1) 第二項の規定による調査に係る業務をす四条第一項において準用する法第十一条 ることができない者 公認会計士法の規定により、法第五十

監査法人にあっては、次に掲げる者

(2) その社員のうちにイ(1)に掲げる者 当該信託会社等の会計参与

があるもの

第二項の規定による調査に係る業務をす四条第一項において準用する法第十一条 公認会計士法の規定により、法第五十

価に関し専門的知識を有する者として内閣府一 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評 ることができない者

(利益相反のおそれがある取引の対象となる者 令で定めるもの

第二十九条 法第五十四条第一項において準用す る政令で定める者は、 る法第十三条第一項第二号及び第三号に規定す 次に掲げる者とする。

自己又はその取締役若しくは執行役若しく

運用を行う他の信託財産

定する利害関係人等をいう。 て読み替えて準用する法第十一条第一項に規 利害関係人等(法第五十四条第一項におい

集の取扱い等) (外国投資信託の届出を要しない受益証券の募 業務の顧客であって内閣府令で定める者 委託者非指図型投資信託に係る業務以外の

第三十条 定めるものは、次に掲げるものとする。 募集の取扱い等(法第二十六条第一項に規定め上場することを承認したものを含む。)の信託の受益証券(金融商品取引所が売買のた する募集の取扱い等をいう。第百二十八条第 号において同じ。) 金融商品取引所に上場されている外国投資 法第五十八条第一項に規定する政令で 第 第

二 第一種金融商品取引業(金融商品取引法第 る次に掲げる行為(前号に掲げるものを除のに限る。以下この号において同じ。)に係 引業をいう。以下同じ。) を行う者が行う外 国投資信託の受益証券(内閣府令で定めるも 二十八条第一項に規定する第一種金融商品取 外国金融商品市場(金融商品取引法第二

げるものを除き、外国金融商品市場におい付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(イに掲け又は当該適格機関投資家のために行う買 引業を行う者に譲渡する場合以外の場合に 媒介、取次ぎ又は代理 における売買の媒介、取次ぎ又は代理 て売付けをし、又は当該第一種金融商品取 は当該外国投資信託の受益証券の譲渡を行 外国金融商品市場における売買の委託の 適格機関投資家を相手方として行う売付

第十四条

投資信託委託

外国投資信託の

信

外国投資信託約款

外国投資信託約款

ニ その行うイからハまでに掲げる行為によ 者からの買付け り当該外国投資信託の受益証券を取得した 2

替え) (外国投資信託の受益証券の発行者に関する読 の他の事情を勘案して内閣府令で定める行為 前二号に掲げるもののほか、行為の性質そ

|第三十一条 法第五十九条の規定において外国投 資信託(法第五十八条第一項の規定による届出

替えは、次の表のとおりとする。 準用する場合における法の規定に係る技術的読 じ。) の受益証券の発行者について法の規定を

第五条第 る法の規 読み替え|読み替えられ 定 項 投資信託契約 係る 信 締結する投資 に係る投資信 託 契約に 読み替える字句 託約款又はこれに 外国投資信託の信 類する書類 発行する (以下

定めるものを含む。)をいう。以下同じ。)市場(これに準ずるものとして内閣府令で条第八項第三号口に規定する外国金融商品 第一項第 第二項 第 号 十四四 条 信託財産図を行う投資 取得 投資信託約款 投資信託約款

ことを条件として行うものに限る。) わないことを当該適格機関投資家が約する び第十 条第一項 第一号及 第七項 第二号 第十六条 投資信託約款 う投資信 用の指図を行 会社がその運 外国投資信託約款 託財産

規定 読み替える法の 資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行 技術的読替えは、次の表のとおりとする。 定を準用する場合におけるこれらの規定に係る 者について法第十九条及び第二十条第一項の規 法第五十九条の規定において委託者指図型投 読み替えら れる字句 句 読み替える字

がされたものに限る。以下この条において同 第十九条及び第 二十条第一項 投資信託契

信託の信託契当該外国投資

約 削除

第三十二条から第五十三条まで

(設立企画人の範囲等)

第三章 投資法人制度

第五十四条 法第六十六条第三項第二号に規定す として運用する事務とする。 第二条第一項に規定する特定資産をいう。第百 法人が主として投資の対象とする特定資産(法 る政令で定める事務は、設立しようとする投資 じ。) と同種の資産に対し、他人の資産を投資 十六条及び第百二十五条第三項各号において同

定める者は、次に掲げる者とする。 法第六十六条第三項第二号に規定する政令で

信託会社等

十四四

条

その運用の指

の信託財産(以下 当該外国投資信託

款等」という。) 「外国投資信託約

2

この項及び第四項

項

い者に限る。次号において同じ。) ないこととなった日から三年を経過していな じ。)となる日において当該事務に現に従事 六条に規定する設立企画人をいう。以下同 五年以上であるもの(設立企画人(法第六十 あったもので、前項の事務に従事した期間 る者の役員若しくは使用人又はこれらの者で していない者については、当該事務に従事し 法第六十六条第三項第一号又は前号に掲げ

国内における取得

託財産」という。 において「投資信

三 適格機関投資家又は有価証券報告書(金 金の額が百億円以上であるものの役員若しく 商品取引法第二十四条第一項に規定する有価一 適格機関投資家又は有価証券報告書(金融 項の事務に従事した期間が五年以上である ている会社(外国会社を含む。)でその資本 証券報告書をいう。)を金融庁長官に提出し は使用人又はこれらの者であったもので、前

令で定めるもの ついて知識及び経験を有する者として内閣府 前三号に掲げるもののほか、前項の事務に

で定める額は、五千万円とする。 (規約に関する読替え)

第五十五条 法第六十七条第四項に規定する政令

(最低純資産額)

第五十六条 法第六十七条第七項の規定において 替えは、次の表のとおりとする。 準用する場合における当該規定に係る技術的読 規約について会社法第三十一条第三項の規定を

える会 読み替 る字句 読み替えられ 読み替える字句

6			
世界	七 第 第 方 的 該 閣 者 を 法 🕻		社法の
は第七百二十五条第三項 一二条第四項 一二十九条の一第二項において準用 一十条第三項 日三十九条の四第三項 日三十九条の四第三項 日三十九条の四第三項 日三十九条の四第三項 日三十九条の四第三項 日三十九条の十第二項において準用 日三十九条の十第二項において準用	大学 としました。 これ にまり により により により により により で で で で で で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で が で で が で で が で が で が で が で が で が で が で で が で が で が で で が で が で が で が で で が で が で で が で が で で が で が で で が で で が で で で で が で で が で で が で で が で が で が で で が で	五十七条 法第六十八条第二項に 五十八条 法第六十八条第二項に 規約の変更に関する読替え) (規約の変更に関する読替え) 地理用する場合における当該規定に 規約の変更に関する読替え) に提約の変更に関する読替え) は、次の表のとおりとする。 で定める額は、一億円とする。 で定める額は、一億円とする。 では、次の表のとおりとする。 では、次の表のとおりとする。 は社法の規 る字句 句 は社法の規 る字句 句 は社法の規 る字句 句 は社法の規 る字句 句 では、次の表のとおりとする。 では、次の表のとおりとする。 では、次の表のとおりとする。 では、次の表のとおりとする。 では、次の表のとおりとする。 では、次の表のとおりとする。 では、次の表のとおりとする。 では、次の表のとおりとする。	社 以社株社 社 下員主員
- 五条第三項 - 五条第三項 - 五条第三項 - 一条第四項 - 一条第四項 - 一条第四項 - 一条第四項 - 一条第四項 - 一条第四項 - 一条第四項	(法第七十一条第五項に規定する電磁(法第七十一条第五項に規定する電磁(法第七十一条第五項に規定する電磁(法による承諾を得なければならない。法による承諾を得なければならない。法による承諾を得なければならない。 大法による承諾を得なければならない。 大法による承諾を得なければならない。 大学 (本)	「現に規定する政令である。」 「項の規定においている。」 「現の規定においている。」 「表の規定を表の規定を 一般立時投資主 一般立時投資主 一般立時投資主 一般立時投資主 一般立時投資主 一般立時投資主 一般立時投資主	主主主義法人(投資法人の投資主当該親法人(投資法人の投資主の項において同じの政において同じの投資主のがある親法人の投資を
で	2 - # - # -	第六十条 数 口数 第六十二条第 数 口数 第六十二条 数 口数 第六十二条 第 数 口数 第六十二条 第六十二条 第六十二条 第六十二条 数 口数 においま	十 法第百三十九条の十第二項において会社法第五百五十七条第一項十二 法第百六十四条第四項において会社法第五百五十五条第二項十三 法第百六十四条第四項において会社法第五百五十七条第一項会社法第五百五十七条第一項会社法第五百五十七条第一項。
えは、次の表のとおn えは、次の表のとおn えば、次の表のとおn えて可及び 条第十項 を発力する前 の表のとおn	世界 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	第 数	法第百三十九条の十第二項において準 会社法第七百二十七条第一項 は第百六十四条第四項において準用 会社法第五百五十五条第三項 は第百六十四条第四項において準用 会社法第五百五十七条第一項 会社法第五百五十七条第一項 会社法第五百五十七条第一項 会社法第五百五十七条第一項 会社法第五百五十七条第一項
項 前条第一項 用する前条第一項 前条第一項 用する前条第一項 前条第一項	銀行等(投資法人銀行等(投資法人事をいう。)等をいう。)等をいう。)等をいう。)等をいう。)等をいう。)等をいう。)等をいう。)等をいう。)	第六十二条第 数 口数	を受けない言の申出があ を受けない言の申出があ を受けない言の中出があ を受けない言のにおいて準用する 条第一項 条第一項 条第一項 条第一項 を受けないで準用する
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 3 3 4 5 5 6 7 6 7 7 8 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9 1 1 1 2 2 3 4 4 5 6 7 8 9 8 9 9 9 9 1 1 1 1 2 2 3	十 一 条 第 第	7	これら 投 これら 投 に
投資主に 投資主に おの おっぱ おりとする。 おっぱ	投資主 数 投資主が 投資主	投資主に 投資・	フルら 投資 フルら 投資 スは前条第 用する ボ創立総会を招集 で
現 投資主から 設立時投資主から 投資主に 投資主に 設立時投資主に 法第七十三条第四項の規定において投資法人法第七十三条第四項の規定において投資法人の表のとおりとする。 読み替える技術的読替えは、の表のとおりとする。 の表のとおりとする。 られる られる られる 字句 字句	数立時投資主が 設立時投資主に か立時投資主に かった。 を が かった。 を を を を を を を き を き き を き を き を き を き	原立時投資主に 成立時投資主に 成立時投資主に 成立時投資主に 成立時投資主に	法人法第七十一 十項において準 も前条第一項 る前条第一項 を前条第一項 る前条第一項 る前条第一項
第八十三条及び第 改立 法第七十三条第三項 株主 大十三条第三項 株主 では取消しの訴えについ な技術的読替えは、次の お技術的読替えられる字句	第八十二条第四 及び第三項 及び第三項 第八十二条第四	第一 項及び第二項 第	第六十八条第五項 第六十二条第一項 第七十三条第一項 第七十三条第一項
□ (本)	項 項	第二及 四項 第二項 第二項 第一び三十及第 社親株設 行設株設 員 会主立株。	第 第 第 第 第 第 五 項 項 株 股 株 株 投 株 株 上 立 株 株 上 立 株 よ 立 株 よ 立 よ よ よ </td
立 時 記 立 時 設 立 時 設 立 時 設 立 時 設 立 時 設 立 時 設 記 が で 会 社 法 窓 で る と お と お と お と お と お と お と お と お と お と	社時	ム	時式発時時時
九十三条第三項 株主 おっちゃり できない 大田	主親 設立時投資主 投資主 投資主 投資主 の投資 をいう。以 の投資 をいう。以	法親 設 設立時 設立時 資口 投資 大法第八十 投資	設立時投資主 設立時投資主 股立時投資主 股立時投資主

第 投 六 氯		項一第条一十三百八第定規の法社会る
る者を含み 当該決議が倉が 総会又は種類創立総会の決議 である場合にあっては、設立時 取締役(設立しようとする株 式会社が監査等委員である設立時 取締役)又はそれ以外の設立時 取締役)又はそれ以外の設立時 取締役)又は設立時監査役を 含む。) (投資法人に関する読替え) をむ。)	株主(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)又は取締役(監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である場合にあっては、監査を委員である場合にあっては、監査と答案の決議である場合にあっては第三百四十六条第四項において準度により取締役、監査役としての権利義務を自する場合を含む。)の規定により取締役、監査役とは清算人としての権利義務を自する場合を含む。)の規定により取締役、監査役の取締役。	株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会又は種類創立総会又は種類創立総会又は種類創立総会といい。株本主等、設立時株主、設立時取
用 定 に お い て 	含督設役立行は員、執資設 む役立員時人清若監行主立 。)員時又執(算し督役 を監は行設執く役員は投	督設役立資設執員、執投役立員時主立行、監行資員時又執、時人清督役主 監は行設投、算役員、
新	項の規定により終 項の規定により終 八の負う義務及び第五十 質う義務及び第五十 質う義務及び第五十 素子 製立時取締役 製立時取締役 製立時取締役 製立時取締役 大文は設立 大文とおり 大文と 大文と 大文と 大文と 大文と 大文と 大文と 大文と 大文と 大文と	における同法の規定に係る技術的読替えは、の表のとおりとする。 村
三条第十項において準用する第三十一条第十項において準用する第三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	を	い第年 員立役設 事労 事労 中日 中日 日 </td
第六十四条 法第七十五条第七項の規定において 関立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役 設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役 設立を準用する場合における同法の規定に係る技術を準用する場合における同法の規定に係る技術を進入する。 読み替える 読み替えられる字 読み替える 売み替えられる字 読み替える おりとする。	(設立企画人等の責任を追及する訴えに関する (設立企画人等の責任を追及する訴えに関する (設立企画人等の責任を追及する訴えに関する (設立企画人等の責任を追及する訴えに関する	大小小さいのお子可 売売か替えられる子可 一売の表したの設立の無効の訴えに切いる技術的読替えは、次の表のとおいる技術的読替えは、次の表のとおいる技術的読替えば、次の表のとおいる技術的読替えば、次の表のとおいる技術的読替えば、次の表のとおいる技術的読替えば、次の表のとおいる技術的読替えば、次の表のとおいる方面によりでは、変変法人の設立の無効の訴えに切いる技術的読替えば、次の表のとおいる技術的読替えば、次の表のとおいる方面によりである。
条第八百 第八百 五 十	一百並れ第八五第九条項五び条所1五び条第5一百並れ5第5第5第5第5第5第5第555667777879 <td< td=""><td></td></td<>	
株主等株主等帯百三条の二第二年、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条第五項、第四百二十四条	株 株	の節において同じ ・) ・) ・) ・) ・) ・) ・) ・) ・) ・)
五 る 第 立 法 投資 主 投資 主 条 第 正 末 第 音 法 大 投資 主 十 す い ー 十 ナ い ー ナ す い ー ナ か ー カ ー カ ー カ ー カ ー カ ー カ ー カ ー カ ー カ ー	投資資法人 投資資法人 投資資法人 投資資法人 投資資子 大 大 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行 行	

8																								
とする。とする。とする。の関定に係る技法の規定の四第二項の四第二項	(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)(利益の)<	(利益の反量を	第百十三条第	項	第百十三条第一社法の規定	読み替える会 読み替	におけるこれ	十三条第二頁2	第六十四条の二	三条第一項		二条第三項	び第二項			. fat			24					
技術的読替えは、次社表株主等(株主、 (株主、 (株主、 会社等の株主、	いて会社法の規定を準用する場合における同法ハイ五条 法第七十七条の二第六項の規定において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法の規定を準備した。	(利益の反量を求める訴えこ関する読替え)(利益の反量を求める訴えこ関する読替え)(利益の反量を求める訴えこ関する読替え)		総数	発行済株式	19	におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、	ト三条第二頁&バ再回頁の見官を準用する場合いて発行可能投資口総口数について会社法第百	六十四条の二 法第七十六条第二項の規定におくみ行「前打貨」系「娄に関っる言書さど	コ窓コ女に曷ト	株式会社等	棋 主等	17 11 24 T	株式会社等	株主等	二項第四百六十五条	十四条第二項及	限る。)、第四百	義務に係る部分	部分について負可能額を超えた	丁皀頁 ご習ごよ	三項(同項ただし	第四百六十二条	する場合を含む。四項において準
主親 又 れ 次の表のとおり 次の表のとおり	合における同法である訴えについまかる訴えについましておける同法についましておいません。	# は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	り数は	総口数	発行済投資口	読み替える字	投術的読替えは、	いて会社法第百	三項の規定にお	う売券と	投資法人	投資主	27 77 111	投資法人	投資主	第	び	六	に	أ ∫	、配	. し <u>:</u>	第	、用
第一項 第八百五十二条 第八百五十二条 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項 第三項	第八百五十条第一項及び第二項	第二頁位がこう 第四項	第八百四十九条					第三項第一号	第八百四十九条			第三項	第八百四十九条		第八百四十九条					第八百匹十八条	i -			
	株式会社等		株主等	各監査役			役 整	社		。) 、執行役及	査委員を除く		±±:		株主等	°) 社等」という	いて「株式会	下この節にお	- 全子会社 (以	- 株式交換等宅	12.47.11.11.11	当該株主等	じらい	この節においしないう。以下
投資主 投資主	投資法人	投資法人	算監督人	骨と関する	監督人	(監督役員	又は清算		投資法人		執行	数で青草	投資	投資法人	投資主					投資法人		当該投資		
いて登録投資口所は、大の表のとおり、次の表のとおり、次の表のとおり、法の規定	第六十七条 法第七 (登録投資口質権	一項 第百二十六条第	読み替える会社法	規定に係る技術	主に対してする 法第七十七	条第五項五十五			条第四項	L	社法の規		用する場合に	主名簿について	2 法第七十七		条第二項	匹		会社法の規	技術的読替之	の規定を準用	いて基準日に	第六十六条 法第(基準日等に関
て (な (な (な) ()	(第七十七条質権者に対し	条第 株主名簿	読	統的読替え	,る通知又は,	社員 社 朝			社員等	字句出	られ	み替り) <i>J</i> oj	(条				句 2	おれる字	たみずこるは、次の表	する場合に	こついて会社	(第七十七条の)関する読替え)
法の規定 おる字句 字句 おの規定 おの規定 おの字句 字句 おの表のとおりとする。 次の表のとおりとする。 おのとおりとする。 おの表のとおりとする。 おの表のとおりとする。 おの表のとおりとする。 おの表のとおりとする。 おの表のとおりとする。 おの表の表に、でき録投資口質権者に対してする通知又は催いて登録投資口質権者に対してする通知又は催いて登録投資口質権者に対してする通知又は催いて登録投資口質権者に対してする通知又は催いて登録投資口質権者に対してする通知とは	ででできた。 1977年では、1978年には、1978年に		み替えら 読み替える	規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりと百二十六条の規定を準用する場合における当該	催告について会社法第4の規定において投資	親法人の投資主	, て同じ。) の投資主	^。以下こり条こさ ^定する親法人をい	第八十一条第一項に	なり、受賞なりも	:	読み替える字句	規定に係る技術的読替	会社法第百二十五条の規定を準	埧の規定において投資	投資主 といる	主名簿に記載され、	基準日において投資		訪み 替える字石	た 以 持 い う ご り こ り と お り と す る 。	の規定を準用する場合における当該規定に係る	1について会社法第百二十四条第二項	の三第三頁の規定にお へ)
の規定を強合に対している場合に対している場合に対している。	第六十九条 代資口の所	項 三 第 三 第 三 第 二 十			項	三条 第一	īj	三頁のび第	二条第二十	項第三号	二条第一	第百三十		項	二条第一	第百三十	る会社法	読み替え	する。	規定に系列	投資口に	第六十八条	投資	第百五十条第
の規定 の規定 の表が表が表が表が表がある。 の表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が	投資口の質入れに関する読替え)(投資口の質入れに関する読替え)	株主名簿	簿	を株主名	主名	者株式取得		り を 株主	記載事項	=		自己株式	簿	を株主名	記載事項	株主名簿	られる字	読み替え	7. 打名 自言者	は技術的読替が定を準用す	いて会社法	法第七十九	口に関する読替え)	_
りれ 読み替える字句 	投資口の質入れについて会社法の規定を準用す 八十九条 法第七十九条第四項の規定において (投資口の質入れに関する読替え)	投資主名簿	投資主名簿 公別 <	事第	資法人	投資口取得者	主質		条の三第一項各号に	ママドハトできょう	Н ;	当該投資法人が有す	済投資口の総口数を	掲げる事項及び発行	一条の三第一項各号に	投資法人法第七十七		読み替える字句) () () ()	規定に系る技術的読替えは、欠の表のとおりと十三条の規定を準用する場合におけるこれらの	第百三十二条及び第百三	六十八条 法第七十九条第三項の規定において	ス) -	株主名簿 投資主名簿

					9
	項 四 第 四 第 百 五 号 二 十	項 第 第 五 第 二 十	項 四 第 三 条 五 一 十	項 三 第 号 一 第 A 条 B A F A F A F A F A F A F A F A F A F A	項 七 第 項 六 第 条 百 第 四 第 二 十
条第一項 会社 会社 一項 完社 一項 十二百五十三	十四号 第一項第一号 第一号ま 第一条	第二項の金銭 第二項の金銭	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	録券 割株 主の	株券発行会社株券発行会社
第二号 第一号 四十七条第一項 四十八条第一項 投資法人法第百 投資法人法第百	四号 第百五十一条第四項に 十九条第四項に おいて準用する おいて準用する おいまので が が が が が が が が り の り の り の り の り の り の	者 登録投資口質権 著 ・	第百五十一条第四項において準用するおいて準用する	所	投資法人投資法人
第 百 株式 (種類株式発行会社 第 百 株式 (種類株式発行会社 同じ。)	同項各号	項	四条八第 定の社 項第十百 規法	会	する政令で定める特定資産は、不会で定める特定資産は、不会ででである特定との自己の投資法人が運用の定資産)
	第用において 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条 第一条		投 執 行 役 員		不動産その他の 一項第一号に規定 一項第一号に規定 一項第一号に規定
の二八第 六条十百	一項第の二八第 号第一二条十百			項 第 の 二 八 第 一 二 条 十 百	
日(第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日)発行済株式(種類株式発行会社にあっては、第百行会社にあっては、第百行会社にあっては、第百行会社にあっては、同項	第百八十条第二項の株主総会の決議を要する場合にあっては、当該種類株主総会をは、当該種類株主総会をおいる。		を乗じて得た数に一に満 に限る。以下この款にお いて同じ。) かに掲げる日のいずれか 早い日	(種類株式発行会社にあっては、第百八十条第二 項第三号の種類の株式の 単元株式数。以下この項 単元株式数。以下この項 において同じ。)を定款 において同じ。)を定款 において同じ。)を定款	同条第二項第一号
口 発 日 総会 登 資		項第一 明 明 十 条 第 二 号 及 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	第 投資法人 日 に 掲 に 長 に 掲		項 用 十 大 の 二 十 十 る 第 第 二 五 第 五 二 五 二 五 二 二 五 二 五 二 五 二 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
第二百四条第一項第二百六条第一号	読み替える会社法の (募集投資口に関する読 事集投資口に関する読 会における同法の規定に 合における同法の規定に かの表のとおりとする。	条第二項	一 八 項 十 四	条の規定を準 に係る技術: る。 会社法の規 定 定 第百八十三 第百八十三	項 (投資口の分 (投資口の分 (大資口の分 (大資口の分 (大資口の分
二号一項数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数3334344444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444444<l< td=""><td>の す 規 会 十三 </td><td></td><td>発行済株式 (種類 株主名簿 株主名簿</td><td>不第二項第 米第二項第 米第二項第 米第二項第 ※数 ※第二項第 ※数 ※第二項第 ※数 ※数 ※の表のとおりとする。 ※数 ※の表のとおりとする。 ※対替える ※の表のとおりとする。</td><td>三条第二項(第三号を除く。) 及び第百八十四いて同条第一項の場合について会社法第百八十1十一条 法第八十一条の三第二項の規定にお(投資口の分割に関する読替え) 総数 総り 総り 総り 総り 総り</td></l<>	の す 規 会 十三		発行済株式 (種類 株主名簿 株主名簿	不第二項第 米第二項第 米第二項第 米第二項第 ※数 ※第二項第 ※数 ※第二項第 ※数 ※数 ※の表のとおりとする。 ※数 ※の表のとおりとする。 ※対替える ※の表のとおりとする。	三条第二項(第三号を除く。) 及び第百八十四いて同条第一項の場合について会社法第百八十1十一条 法第八十一条の三第二項の規定にお(投資口の分割に関する読替え) 総数 総り 総り 総り 総り 総り
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	口数の 資口総口数 資口総口数 資口総口数 一数の 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一面 一	発行可能 発行可能		表のとおりとすまのとおりとすまのとおりとする。	及び第百八十 会社法第百八十 会社法第百八十

10	女 11	htt:	+		-±						 第				丛	_	<u>₩</u>			TF.	_	丛			TF.		<u> </u>					<u></u>		z ⇒	<u>. </u>			第		_
	第二号	第八百二十	定	云社法の世	配み替える 持ん	系る支術的	の規定を準	(第二号には	の訴えにつ	投資法人の	第七十四条	効の訴えに	(投資法人の		第一項	三条の三	第二百十				二条第一				坦	_	二百十			ラ ラ エ エ	発育一頁 <u></u>	第二百八		る会士去	ナトラクリ	欠り長りて合における	募集投資口につい	第七十三条	(募集投資	
行の効力が生じた日	* 1				る│読み替えられる字句	系る支術的読替えな、欠の表のとおりとする。	の規定を準用する場合におけるこれらの規定に	除る部分に限る。) −	の訴えについて会社法第八百二十八条第一項	投資法人の成立後における投資口の発行の無効	法第八十四条第二	効の訴えに関する読替え)	の成立後における投資	行役を含む。)	にあっては、執	員会等設置会社	取締役(指名委	役)	締役又は執行	にあっては、取	員会等設置会社	取締役(指名委				項	_					銀行等	4	字句をおられる	でみず・一点みず・つい)	欠り長りにおうにする。合における同法の規定に係る技術的読替えば、	について会社法の	注第八十四条第一項の規定において	(募集投資口の引受けに関する読	の数
た日	式の発 以内	人六			3字句 読み替	のとおりとする。	るこれらの規定に	及び第八百四十条	旦二十八条第一項	資口の発行の無効	項の規定において		投資口の発行の無			督役員	執行役員及び監					執行役員	可	第二百五条第	おいて準用する	十三条第九項に	投資法人法第八		る銀行等をい	第二項に規定す	人去第七十一条	銀行等(投資法		記み者える守石	も みないこのご リー	技術的読替えば、	て会社法の規定を準用する場	項の規定において	ら読替え)	の口数
				-	第一号三项	\neg	第八百四十				_	第八百四十	九条第一項	+					第八百四十							第			会社法の規	-10	は、欠の長の	場合における	ムを戻りる斥	の二(第一項	お客一頁(客におります)	第七十五条 法	7,1	び第六項	項	第八百四十
	各監査役				豎	生のとこと (たらいまして	監査役設置会社	び青算人	除く。)、執行役及	員及び監査委員を	取締役(監査等委	株式会社等	株式会社等	株主等	という。)	て「株式会社等」	(以下この節におい	交換等完全子会社	株式会社又は株式		当該株主等	°)	の節において同じ	主をいう。以下こ	完全親会社等の株	格旧株主又は最終	株主等(株主、適		句:	読み替えられる字	は、欠の表のとおりとする。	場合における同法の規定に係る技術的読替えれる。と言うについて同窓の技術を登りてる	えこつ、て司去り見な	の二(第一項第二号を余く。)の規定こよる支多第一項(第二号を降く) 及て第二日十三多	冬等一頁(第二分)余・・・・ 女が等二百十二日の第一項において当月でで会社第二百十二	ないので単月ける点仕去第二言 法第八十匹条第匹項の規定にお	(支払を求める訴えに関する読替え)			登録株式質権者
算監督人	各監督役	又は清算	(監督役員	監督 人	又は清算	古圣子	投資法人	3	執行人	及び清算	執行役員	投資法人	投資法人	投資主					投資法人	主	当該投資						投資主			読み替え		以術的読替え	Eを集用する	死定こよる支列工員十三条	79.1.13 一 15.1.78	5.第二百十二	· ·	権者	資口質	登録投
資証券についる	第七十六条 法第替え)	(投資主が投資証券の	三条第一項	第八百五十	二条第三項	第八百五十	及び第二項	第	第八百五十]	条第四項	第 八 写 丘 十	3	条第三項	写 了	二項及て第	一頁文が第	並びに第八	九条第五項	第八百四十	九条第四項	第八百四十
ついて会社法第二百十七条の規定を準による定めをしたものを除く。)の投(規約によって法第八十六条第一項前	1第八十五条第三項の5	資証券の所持を希望しない	3	株式会社等	木 三 全	朱主等	対 5 4 4 4	株式会社等	株主等		第四百六十五条第		限る。)、第四百六	義務に係る部分に	部分について負う	可能額を超えない	書に規定する分配	三項(同項ただし	第四百六十二条第	する場合を含む。)、	四項において準用	(第四百八十六条第	第四百二十四条	十六条の二第二項、	第二項、第二百八	第二百十三条の二	第百二十条第五項、	第百三条第三項、	二第二項	第五十五条、 第 写	未巨争	杉 宝 会 名 争	また が た と を					株式会社等	株式会社等	株主等
衆の規定を準除く。)の投	規定において	しない場合に		投資法人	} } =	投資主	14104	投資法人	投資主														二第二項	十三条の	る第二百	て準用す	項におい	四条第一	法第八十	安 管 去 し	7	书 資治 /	12 と 11 ~					投資法人	投資法人	投資主
第		十条二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	第二百二	頁 多	九条第三十	-													項:	九条第二	第二百十	の規定	る会社法	読み替え	次の表のい	におけるこ	三質をびる	投資証券に	第七十七条	(投資証券	第三項	第二百十七条		j	第二頁 -	第二百十七条		計らせえる会	えは次の	用する場合
において新投資口予約権者に対してする通知又七十七条の二 法第八十八条の五第二項の規定に関する読替え) (関サる読替え) (関サる (関サ (関サ (関東		木 注 注 注	朱券発行会社			1	反导)	こ系の包度朱代り	は、朱弌売度青杉	る場合こめって	こ掲げる庁為をす	当该行為(第二号						株券提出日			株券発行会社		字句。	一読み替えられる	次の表のとおりとする。	におけるこれらの規定に系る技術的読替えは、三寸前でに登上車に一多の規定を発行される。	三頁並びこ第二百二十条の規定を進用する場合(第一号及び第四号に係る部分に限る) 及び第	(第一号なが9回号に系)が分に限うで、なが9段資証券について会社法第二百十九条第二項	法第八十七条第二百	(投資証券に関する読替え)			の数)	一の種類及び種類ごと れっ				会 読み	表のとおりとする	は、このそのこのでは、これでは、これでは、このでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
対してする通知又の五第二項の規定の五第二項の規定の通知又は催告		1 1	投資去人	ļ	日 哲資証券提出						1	当该行為	う。: 。:	提出日ーとい	て「投資証券	(次項におい	力が生ずる日	当該行為の効			投資法人		句:	_	1 1 1 1 2	技術的読替えは、	とと単用する場合!	二良	4の規定において	2 4		投資主	-	想 だ と -	-		可 <i>え</i> る			に係る技術的読替

第一項	十条以下この節におい	二百	須	十九 及び無記名新株予	二百	約権	自己新株予約権 自己新投資口予	原簿に	新株予約権原簿に「新投資口予約権」	以下同じ。)	る事項をいう。			第一	+	一百 新株予約権原簿記 新投	規定	社法の	会字句	替	おりとする。	れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のと	第二百六十条の規定を準用する場合におけるこ	資口予約権こついて会社法第二百五十九条及び 、	2 去第八十八条の八第四頁の見定こはって新殳 エュー	て登二 村三糸村	第一頁及び第二一朱予約霍 一殳資 コ予約 第二百五十川第一記差系行第一記差 発行第一	 		「乱、ボーュ」記、ボーンとおりとする。	る場合におけるこれらの規定に係る技術的読替	二百五十八条第一項及び第二項の規定を準用す	において新投資口予約権証券について会社法第	第七十七条の三 法第八十八条の八第四項の規定	(新投資口予約権証券等に関する読替え)	原簿約権原簿	新株予約権新	字司。	読み替えら一読のとおりとする	替えよ、欠り長りごおりごける。 準用する場合における当該規定に係る技術的読	は催告について会社法第二百五十三条の規定を
の規定において新投資口予約権者又は執行役員 第七十七条の四の二 法第八十八条の十七第三項		(新投資口予約権者又は執行役員の責任に関す	権質権者	第二百七十 登録新株予約 登録新投資口			権質権者	予約	権	れた新株予約	付社債に付さ	名新株予約権	権及び無記 口予約権	無記名新株予	簿	十 新株予約権原	 予約権 	十 証券発行新株	項 権原簿	約権原 新	予約権 資口予	十 証券発行新株 証		る字句 一句	読み替える 読み替えられ 読み替える字	「系る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	法の規定を準用する場合における司法の規定にはおいて業投資にう糸楠の質力材はていて会社	「おいて所受養する内権の賃入しこのいて会長」第七十七条の四十法第八十八条の八第五項の規定	(新投資口予約権の質入れに関する読替え)	れた新株予約権		六 十 条 及び無記名新株予 予約権	1 無記名新株予約権 無記		原簿	新株予約権原簿	原簿に	界簿に 新投資口予 開第に 対決 対策 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対		R算己	て「新株予約権取
		、執行役及 執	九条第三項 取締役(監査等委 執行役員	仕等 投	株式会社等	+	という。)	て「株式会社等」	(以下この節におい	交換等完全子会社	八百四十	主	当該株主等 当該投資	°)	の節において同じ	主を		の四第 格旧	四十株主		の規 句 る字句 る字句	<i>ا</i>	りとする。	法の規定に系る技術的読替えは、欠の表のとお について同治の共気を治月でを場合における同	こういて司去の見官を増用する場合こおする司 三芳を除く の対気に言る支持を対象を言え	三号を余く。) の見官こよる友仏を挟める斥え	辻去第二百八十六条の二(第一頁第一号及び第一の規定によりて同条第三項におりて準用する会	第七十七条の四の三三法第二年において連月でした 第七十七条の四の三三法第二十八条の十七第四項	(支払を求める訴えに関する読替え)	付	払込み又は当該給 払込み	含む。)				百八十 払込み又は給付		会社法の規 句	える「読み替えられる字」		の責任について会社法第二百八十六条の三の規
及び第二項	二条第一項 株式会社等	株	二項第四百六十五条第	一十四条第二項及び	限る。)、第四百六	義務に係る部分に	部分について負う	可能額を超えない	書に規定する分配	三項(同項ただし	第四百六十二条第	する場合を含む。)、					第二項、第二百八		第百二十条第五項、七第三項	第百三条第三項、	F	十一第五十五条、第百	9 第三項 株主等	条第三頁	等 人 目 工 一 未 尤 会 土 等	二百項及び第	一 頁 及 が 育 一 一 百 五 十 条 第 一	並びに第八	九条第五項	第八百四十 株式会社等 投資法人		第八百四十 株主等 投資主	算監督人	員又は清	各監査役	監督人					第八百四十 監査役設置会社

総会等が創立総会又は種 行役員、監株主等(当該各号の株主 投資主、執		書類をいう。次			及び		る価額に相当	1
	定規	投資主総会参考四項に規定する			が、対	相当す 定れ	十二条第 財産の給付の時におけ 第八百四 金額又は給付を受けた	2
	, D	法第九十一条第		一号	える一読み	き読	ら一年以内)	
	法	書類(投資法人	書類	五条の二第	とおりとする。	表	一行の効力が生じた	
	社	安 全 全 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	朱主総会参考	第三百二十	における同法の規定に係る技術的読替えは、次		項第四一ては、新株予約権の	
	会 	書領等			続会について会社法の規定を準用する場合		八条第一でない株式^	
	る 	投資主総会参考	株主総会参考		八十条 法第九十四条第一項の規定において投	箇 月 第	1 二 六簡	
	え	1] }	五条の二	(投資主総会に関する読替え)		規定	
	替	執行役員	取締役	第三百二十	この限りでない。	る 字	会社法	
字 句		う。)の投資主			方が再び同項の	省]	え	_
句	読	る親法人をい			的方法によって発してはならない。ただし、当	しする。	る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
替えは、次の表のとおりとする。	係る技術的読替えは、	第一項に規定す			uは、当該相手方に対し、当該通知を電磁	の規定に係 たときは	規定を準用する場合におけるこれらの	
一条の規定を準用する場合における当該規定に	一条の規定を禁	人法第八十一条		条第五項	による通知を受けない	二条の	部分に限る。) 及び第八百	
の訴えについて会社法第八百三十	認又は取消しの	親法人(投資法	会丨	第三百十八	相	第四	えについて会社法第八百二十八条第一項	
の決議の不存在若しくは無効の確	て投資主総会の		監		0	効の訴 2 前	規定において新投資口予約権の発行の	
八十条の二 法第九十四条第二項の規定におい	第八十条のニッ		参与、監査	7	(準用する場合を含む。)	一項の	第七十七条の七 法第八十八条の二十三第	
認又は取消しの訴えに関する読替え)	認又は取消し	執行役員、監督	取締役、会計	第三百十六	社法第五百四十九条第二項(同条第四項にお	社法	読替え)	
の決議の不存在若しくは無効の確し	(投資主総会の		及び執行役		4.第百六十四条第四項において準用する会	えに関する 三 注	(新投資口予約権の発行の無効の訴え	
	二項	督役員	参与、監査役	条	る会社法第七百二十条第二項	る今	項及び第二項 社	
	五条の五第	執行役員及び監	取締役、会計	第三百十四	法第百三十九条の十第二項において準用す	投資法人 二 法	宋第一 株券発行会	
役	百二十		会社	<u>-</u>	て準用する場合を含む。)	に	れる字句	
当該議案 議案		投資法人	取締役会設置	第三百十三	法第九十一条第二項(法第七十三条第四項	読み替え 一 壮	読み替える会社法 読み替えら 芸	
第二項の	[]	資口 100 打		Ī	ならない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
一条第一頁又は	四頁(四)	有する自己の役員	l 元		し、書面又は電磁的方法による承諾を得な		定に係る技術的読替えは、次の表の記	
	か 四 第 -	当該投資去人が	自己朱式	第三百八条	その用いる電磁的方法		百二十条の規定を準用する場合における当該規	
	百 二 十		;	平 士	址		とができない者があるときについてヘ	
			株	第三百八条	「通知発出者」という。)は、内閣府令で定める		紨	
株主総会参考 投資主総会参考			役)		(を発しようとする者 (次項におい	0	第七十七条の六 法第八十八条の二十二第四項	
			締役及び監査		2条 次に掲げる規定により電磁的方法に	第-	い者があるときに関する読替え)	
:	五条の四第		あっては、取		(電磁的方法による通知の承諾等)		(新投資口予約権証券を提出することができな	
取締役 執行役員	百二	督役員	一役設置会社に			一項		
する同条第一項	三項	執行役員及び監	取締役(監査	第三百七条	九十七条第 取締役	約第二百	株予約権	
				項	れる字句 る字4	発行新	八十九条第一証券発行新	_
第二十四条第一第二十四条第五	<u>-</u> +			条第一項及	読み替える会社法 読み替えら 読 み 替 え		れる字句	
	二項			三百			読み替える会社法 読み替えら 読	_
			;	第五項並び	に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす		係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
取締役 執行役員	百二十	執行役員	取締役	百 五	第一項の規定を準用する場合における当該規定		法の規定を準用する場合における同法の規定に	
書類		1	-	[] ;	の招集について会社法第二百九十		新投資口予約権証	
朱主総会参考	9第二号	教行役員 監督	参与、監査空 医新	第四須第一	七十八条 法第九十条第三項の規定こおいて投(お資主総会の招集に関する訪春え)	君二項の 第	第七十七条の五 - 去第八十八条の二十一第二頃の(親芬資口予糸権証券に関する訪替え)	
	一頁的二字	1	又帝安、小十	ī	春と一個	<u></u>	<u>-</u>	_
一項こ規定す一書類第三百一条第一投資主総会参考	五条の三第一第三百二十一	投資法人	会社 安治置	第三百五条	質権者 権	投資法人 二項	三条第一頁	
において同じ。)				第一項本文	第	+	条第三項	
条第一項第二号		<u> </u>		第三百五条	四 登録新株予約権質権者 登 録	投資主 第八五	第八百五十 株主等 四	_
								_

— <u></u> え 読	す規	九つ	第八	(in																											項		第	 条 -		<u>、</u> 三	百
る会 読み替えられる字句	する。 規定に係る技術的読替えは、次の表	九条第三項の規定を準用する場合における当該「同グ第一項の影論に、いて名を沿第三官二十	司条第一頁の央議こついて合土去十条の三 法第九十六条第二項の	(役員等の選任に関する読替え)	を含む。)	締役) 又は設立時監査役	又はそれ以外の設立時取		あっては、設立時監査等る	会設置会社である場合に一義	る株式会社が監査等委員し	取締役(設立しようとす 算	る場合にあっては設立時 役	種類創立総会の決議であ 役	当該央義が創立総会又は一こ一利義務を有する者を含み		規定により取締役、監査して	準用する場合を含む。)の こ	七十九条第四項において 五	四十六条第一項(第四百一(一種類株主総会の決議であーム	(当該決議が株主総会又は)で	監査役若しくは清算人 場	下この項において同じ。)、 決	はそれ以外の取締役。以 資	査等委員である取締役又一該	設置会社にあっては、監一執	は取締役(監査等委員会 し	一つては、殳立寺朱主)又一覧	株主(当該決議が倉立総 お	大三 (日本大阪) リロボー			部 土 用 竪 査	と 株主、	ては、株主等、設立	創立総会である場合に 樫
句え読 るみ 字替	いのとおりと	おける当該	第三百二十二規定におい						者を含	我務を有す	ての権利	対 執行人と	員又は清	L員、監督 監督	より執行	の合を含む	準用する	一項におい	十三条第	(同法第百	八法第百八	は投資法	場合にあっ	(議である)	(主総会の	次議が投	が行人(当)くは青算	· Y Y Y J H H	でする。	Ξ					算執行人	役員又
他の代表者	字句字句がよる	売み替える会一売み替えって の表のとおりとする。	合における当該規定に係る技術的読替之は、次	一ついて会社法第三百五十条の規	2 法第百九条第五項の規定にお	第三百五十五条 株主総会	法の規定 れる字句	読み替える会社 読み替えら	替えは、次の表のとおりとする。	準用する場合における当該規定	行役員について会社法第三百五十五条の規定を	第八十二条 法第百九条第五項の	(執亍殳員等こ関する売替え)	項第二号	第八百五十四条 発行済株式	日	株主総会の		五十四条	法の規定 れる字句 おみ替える会社 読み替えら	替えは、次の表のとおりとする	準用する場合における当該規定に係る技術	第一項(第二号に係る部分に限	。 員の解任の訴えについて会社法第八百五十四条	第八十一条 法第百四条第三項の	(役員の解任の訴えに関する読:	おいて司じ。)	合計多子。以下この質問を対し夕の耳線です。	またれ以外の文帝设えは一番員である取締役者しく	会社にあっては、監査	役員 (監査等委員会設置			条 二 第 十 二	- 三	定	社法の
	執行役員	る一売み替え	的読替えは、次	定を準用する場	いて投資法人に	投資主総会	字句	読み替える	90	に係る技術的読	十五条の規定を	規定こおハて執一	[***	数	発行済投資	日	投資主総会		投資主総会	字句 替える	30	に係る技術的読	(る。) の規定を	第八百五十四条	規定において役	替え)	โ	東 フ に 	± <		役員		第一	九月治	上資		_
	十一条第 社 監	十五条 一件	の規定	る会社法一ス	読み替え一読	の表のとおり	における同さ	監督役員に	第八十四条 壮	(監督役員に				条第三項	条 第 三 百 五 十 九		条第二項	第三百五十九	-	一条 第 一 項 第一第三百五十九	水第一項	第三百五十九				1	条第四項	第三百五十八	土去り見主	きょう 次のも	こは、このこる場合におは	八条第四項五	の報告があっ	条第一項の中	育し十三条 はに関する読は	あった場合の	(業務の執行
	の子会社査役設置会	株主総会		3字句	肌み替えられ	りとする。	仏の規定に係る#	ついて会社法の問	仏第百十一条第 7	関する読替え)	株主総会	——役) 行人() 月	一 帝 没 及 び 監 香	5、征	取締役(監査	烘	3	取締役		株主総会	+	取締役					-	귀	お字句を対	表のとおりとす	きつ …る ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	及び第三百五十十	った場合について	甲立てがあった場合する	は第1日 11 15 1 15 1 15 1 15 1 15 1 15 1 15	の検査役及びその	に関する検査処
る子法人をいう。 第一項に規定す 第七十七条の二	人(投資法人法投資法人の子法	投資主総会			読み替える字句		における同法の規定に係る技術的読替えは、次	規定を準用する場合	二項の規定において		投資主総会				対行役員及び			執行役員		投資主総会		執行役員	°)	子法人をいう	項に規定する	七条の二第一	法人法第七十	子去人(殳資	司の表える与	も、大学とうと	ら。	ル条の規定を準用す	て会社法第三百五十	場合の検査役及びそれの対象を	貝)見苦こおゝこ司	の報告があった場合	(業務の執行に関する検査役の選任の申立てが
					-	号 -	一項第一	十六条第	第三百八				ij	十六条第	第三百八					項	十六条第	第三百八	二項	十五条第	第三百八		ij	十五五年	第三百八		十四条	第三百八	四 - 項 -	十一条第	3		
又は第八百四	場合と含い。	「同条第四項及	しくは第三項	つ二萬一頁吉一	一 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /		第八百四十七	1 1	監査安設置会	i	監査安設置会			条第四項	第三百四十九	取締役	名 言 古	監査 安 没 置 公	一	支が第三百六 三百五十三条	条第四項、第	第三百四十九		F #	取帝殳	名 言 世	先		取締役	株主総会		取締役		子 会	その子会社		_
			<u>p</u>	П ?	準用する第八百	L 1	凸	1	投資法人	打貨を		四頁四十十十多	三百四一山系	九条第五項に	投資法人法第百	執行役員	1	受資去人	四項の一ナタ	三百四十七条第一いて準用する第	九条第五項に	投資法人法第		著名	執亍没員	打貨法シ	安 資去人		執行役員	投資主総会		執行役員		子法人	その子法人	いて同じ。)	以下この条にお

の 日 取締役会の日 (前 和た日を含む。)	える 会 句 句 一京	る。 に係る技術的読替えは、次の表のとおりとすく。)の規定を準用する場合における当該規定	について会社法第三百七十一条 (第三項を除2 法第百十五条第一項の規定において投資法人	二項 締役及び監査役) 役員 一十八条第 会社にあっては、取 及び監	百六 取締役(監査役設置 執行	第 置会社に	1 六 各取締役(監査役設		読み替え 読み替えられる字句 読み替者に、次の表のとおりとする。	準用する場合における当該規定に係る技術	役員会について会社法第三百六十八条の規定を 第八十五条 法第百十五条第一項の規定において	(役員会等に関する読替え)	五十条第二項	用する第八六条におい	五十条 投資法人法第	役劫	四十几条第四百	 十 六	第八百四十九 投資法人	号 写 5 -		第三百八 監査役設置会 投資法人	締役	一項ー・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・
(投資法人の会計監査人 第八十六条 法第百十五条 百九十六条第三項及び第 場合におけるこれらの規 場でおけるこれらの規 は、次の表のとおりとす		第三項において読			現会社若しくは子	条 第 六 第二項各号 七 十 一 み替えて適用	第三百 第三項において読	のい	え	項:		第 三 百 親会社社員	議事録等	(百 項 第 四	七;十	第三百 役員又は執行役	6 頁	:: 七;;+	第 三 百 議事録等	録等」という。)		書面若しくは電磁		意思表示を記載し、議事録又は前条の一議
技術的読替え 定を準用する 定を準用する 一 - -]	第	項に規定す	資法人法第七	法人若しく 四項	十第七四	二項各号	の投資主 十七いて同じ。) 第四	下この条にお の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		$\overline{}$			 第 カ	(4	役員	第		議事録			第二	定	議事録
現 十 る 七 会	えは、次のする場合に	の責任を追及な第八十八条 法等 (役員等の責任	会終会	当でな		条百第二	坦 :	条百第二	規定	法	み替え 一読み 読者 表は、 治	を準用する場	社法第四百二	おいて会計監索 第八十七条 法第	人	六条第四項 -	_					第三百九十一元		の え 規 る
現十 る	表のとおりとする。おける同法の規定に係	追及する 法第百 注集を迫	会) 終完全親会社等の株主総	当該株式会社及び当該最であるときにあっては、	害が特定責任に係るものる場合において、当該損	条第 に最終 百二 株主※		条第 業務執行取締役等	句る	法	読み替えられる字句 一読は、次の表のとおりとする。	における当該規定に係る	会社法第四百二十七条(第三項を除く。)の規	おいて会計監査人の同条第一項の責任について	4人の責	余第四項 「「名名」「名名」	子会社	子	において同じ。) に	をいう。以下この条	13	子 会 社	る字句	のえし
A	表おん	追及する訴えについて会社法の規定を法第百十六条の規定において役員等」責任を追及する訴えに関する読替え)	第八百四十九	式会社及び当該最 ときにあっては、	害が特定責任に係るものる場合において、当該損	条第 に最終完全親会社等があ 主百二 株主総会(当該株式会社 投		条第 役員百二 業務執行取締役等 執	句る	法	読み替えられる字句 読 み は、次の表のとおりとする。	における当該規定に係る技術	七条(第三項を除く。)の規	計監査人の同条第一項の責任について 第三項 法第百十五条の六第十二項の規定に 第八 百四十九条	1人の責任に関する読替え) 第一項	三会者	子会社	子	において同じ。)に	をいう。以下この条	13	子会社一子法人(投資法人法	る字句	の規えられる。
A	表のとおりとする。おける同法の規定に係る技術的	追及する訴えについて会社法の規定を│ 頁&ド第二頁 法第百十六条の規定において役員等│ 八百五十条第一│責任を追及する訴えに関する読替え)│ 第五項並びに第│	第八百四十九	式会社及び当該最 第八百四十九条 ときにあっては、	害が特定責任に係るものる場合において、当該損	条第 に最終完全親会社等があ 主百二 株主総会(当該株式会社 投		条第一 役員 役	句 写 第三項第一号	法	読み替えられる字句 読 み は、次の表のとおりとする。	[おける当該規定に係る技術] 査委員を除く	七条(第三項を除く。)の規 等委員及び監	計監査人の同条第一項の責任について 第三項 法第百十五条の六第十二項の規定に 第八 百四十九条	1人の責任に関する読替え) 第一項 株式会社等	第八百四十九条	会社	9 子 その子法人		をいう。以下この条 全子会社(以下に対象できっき)	「	子会社子法人(投資法人法	る字句	の規えられる。

																																										15	5	
-	第一頁四十十多							第八百匹十八条								一の四第二項	第八百四十七条		読み替える会社	් ද	定に係る技術的読替えは、	会社法の規定を準	一般事務受託者の	第八十九条 法第三	る読替え)	(一般事務受託者の責任を追及する訴えに関		夕			本:	_	号 ;	四十九		九		る会	とする。	7	号を除く。) の規	て会社法第八百E	行役員であった者の責任を追及する訴えについ	2 法第百十六条の
株式会社等	校主等	朱巨幹	社等」とい	- いて - 株式	下この節に	全子会社(株式交換等	株式会社又	17 17 11 11	当該棋主等	で同じ	この質にま	をいうこと	会社等の株	は最終完全親	適格旧株主	株主等(株主、	る字句	読み替えら		読替えは、 次の	年用する場合に	の責任を追及す	自十九条第三百		の責任を追及	/#	各監査役	Vet-			役 (İ	投設置		寺	れる字句	5		俯的読替えは、	%定を準用する	四十九条の二	者の責任を追る	の規定において
投資法人	技術会	交管主	<u>ځ</u>	会	*		(完	(は一投資法人	せき	当該投資	الاِ الا	V	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	主	親	文	主、一投資主	+	れ		の表のとおりとす	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	りる訴えについて	八十九条 法第百十九条第三項の規定において		及する訴えに関す	清算監督人	各監督役員又は	督人	役員又は清算監	鼻監督人(監督	監督役員又は青		投資法人		投資法人		読み替える字句		次の表のとおり	の規定を準用する場合における当	て会社法第八百四十九条の二(第二号及び第三	及する訴えについ	(執行役員及び執
	対の規定	読み替える会社	りとする。	に係る	ついて会社法の担	て同条第一項の担	第九十一条 法第二	え)	(違法に払戻しを	る政令で定める	第九十条 法第百二十匹条第一項第三号に規定す	加える額)	(基準純資産額を	第一項	第八百五十三条	第三項	第八百五十二条	項及び第二項	百五十二条第一		第八百五十条第	及び第	八百五十条第一	びに	十九	第四項	第八百四十九条										三項第一号	第八百四十九条					第三項	第八百四十九条
	る字句	一読み替えられ	-	技術的読替えは、	規定を準用する場合における同	て同条第一項の規定による支払を求める訴えに	日二十七条第二項		(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読	額は、五千万円と	一十匹条第一項第		(基準純資産額を算定するため最低		株式会社等		株主等			株主等	株式会社等				株式会社等	株式会社等	株主等			各監査役				í	1	監査役(監査		監査役設置会	び清算人	。)、執行役及	査委員を除く	等委員及び監	取締役(監査	株式会社等
	で学行	読み替え		次の表のとお	合における同	求める訴えに	の規定におい		に関する読替	する。	三号に規定す		低純資産額に		投資法人		投資主			投資主	投資法人				投資法人	投資法人	投資主	算監督人	員又は清	各監督役	監督人	又は青算	(監督设員	監督人	又は青草	監督役員		投資法人			執行人		執行役	投資法人
項及び第二項	百五十二条第一	三項並びに第八	第八百五十条第	項及び第二項	八百五十条第一	第五項並びに第	第八百四十九条	第四項	第八百四十九条										第三項第一号	第八百四十九条					第三項	第八百四十九条	第一項	第八百四十九条						! -	第八百四十八条								の四第二項	第八百四十七条
		株主等	株式会社等				株式会社等	株式会社等	株主等			各監查役					役	監査役(監査		監査役設置会	び清算人	。)、執行役及	査委員を除く	等委員及び監	取締役(監査	株式会社等	株式会社等	株主等		社等」という	いて「株式会	下この節にお	全子会社(以	朱式交換等完	株式会社又は		当該株主等		この節におい	をいう。以下	会社等の株主	は最終完全親	適格旧株主又	株主等(株主、
		投資主	投資法人				投資法人	投資法人	投資主	算監督人	員又は清	各監督役	監督人	又は清算	(監督役員	監督人	又は清算	監督役員		投資法人			執行人	及び清算	執行役員	投資法人	投資法人	投資主							投資法人		当該投資							投資主
一 る。	三二条の支持的売替とは、大の長のこの)に下国ニー十多の共気を判断でありましている。	五十七条の規定を準用する場合でおする当亥規でお資池人の金銭の分酉にていて会社治第四首	第九十四条 法第百三十七条第五項の規定にお	7配に関する読替え)	う。) の投資主	する親法		十二親会社	る字句	社法の規	読み替える 読み 読み替える字句	また は ない ない こうしょ		る場合におけ	書並びに会計監査報告について会社法第四百四	銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明	て同条第一項の計算書類、資産運用報告及び金	第九十三条 法第百三十二条第二項の規定にな	(計算書類等の閲覧等に関する読替え)		同項の規定による承諾をした場合は、この限	発してはならない。ただし、当該相手方が再び	の他の情報通信の技術を利用する方法によ	当該通知を電子情報処理組織を使用する方法そ	一	言の支持を利用する方去こよる重印を受けない。「情報処理系統を億月でそプ語その他の情報近	子青銀処里且哉を吏用する方去をひ也り青に項の村ヨブから書面又に電破的ブ治によ	可頁の目阜戸いの書面又は重絃句庁長こよ)宣 2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は	を得なければならない。	び内容を示し、書面又は電磁的方法による	の他の情報通信の技術を利用する方法の種類及	その用いる電子情報処理組織を使用する方	より、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、	者」という。) は、内閣府令で定めるところに	を発しようとする者(次項において「通知発出	他の情報通信の技術を利用する方法により通知		において準用する場合を	监	(計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法		第八百五十三条 株式会社等 投資法人	三項	第八百五十二条 株主等 投資主

	第三項まで	条第一項から	+										 条	第六百八十三	第三項	条第二項及び	第六百八十二					条第一項	第六百八十二	号.	第六百八十一	 条	第六百八十一	第六百八十条	社法の規定	読み替える会	えは、次の表	する場合にか	又は投資法・	投資法人債、	投資法人が切	第九十五条	(投資法人債		_	条第一項	百五十	社法の規定	替える
社社債務行会		_	社債発行会	下同じ	をいう。以	務を行う者	に関する事	の社債原簿	置きその他	作成及び備	社債原簿の	に代わって	理人(会社			社	社債発行会	事項	債原簿記	社	社債発行会		無記名社債	1	無記名社債	事項	社債原簿記	募集社債	れる字句	4 読み替えら	表のとおりとする	おける同法の規定	人債券について会	投資法人債権者	投資法人債を発行	法第百三十九条の七の規定	(投資法人債等に関する読替え)	者	登録株式質権		七株主名簿	る字句	会 読み替えられ
法人	•	法人	投資法人債発行					いう	名簿等管理人を	規定する投資主	第二項第八号に	法第百六十六条	理人(投資法人	投資主名簿等管		法人	投資法人債発行	記載事項	投資法人債原簿	法人	投資法人債発行	債	無記名投資法人	債	記名	記載事項	投資法人債原簿	募集投資法人債		読み替える字句	් ව	に係る技術的読替	4社法の規定を準用	投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿	1する場合における	七の規定において	え う		登		投資主名簿	句	-
及び第二項	第六百九十五	十五条並びに	及び第六百九	十四条第一項	条、第六百九	第六百九十三	条第三項	第六百九十一			条第一項	第六百九十一	第二項	第六百九十条	垣	第六百九十条			第一項	第六百九十条	条第三項	第六百八十八		条第一項及び	八十				条第五項	第六百八十五	項	三項及び第四	条第一項、第	第六百八十五	条第五項	第六百八十四							
						社債発行会		記	事	社債原簿記	社	社債発行会		無記名社債	社	社債発行会	載事項	社債原簿記	社は	社債発行会		無記名社債			社債発行会				条第一項				社			親会社社員							親会社社員
						投資法人債発行	債	無記名投資法人	記載事項	投資法人債原簿	法人	投資法人債発行	債	無記名投資法人	法人	投資法人債発行	記載事項	投資法人債原簿		投資法人債発行	債	無記名投資法人			法人	十条第一項	用する第七百二	二項において準	三十九条の十第	法人法第			法人	資法人債発		12資) 主	じ。	多	る親法人をいう	項に規定	法第八十一	人(投資
		第七百十		条	第七百十				一条第一	百			条第二項	第七百十		条第一項	第七百十	第二項		条及び第	七百八					第七百七			第七百四	の規定	る会社法	読み替え	的読替えは	を準用する	おいて投資	第九十六条	(投資法人)	及び第七百	十七条第一	条、第六百·	第六百九十	条の二第三	第六百九十
会社債権者集		社債発行会	債		社債発行会		社債権者集		社	社債発行会	社債権者	社債の	社	社債発行会	社債権者に	会	社債権者集				社債権者		社債権者集			社債権者と	社債の		社債権者		れる字句	読み替えら	、次の表のとい	場合における同	(法人債管理者に	法第百三十九条	債管理者に関す	条 	項	九 社	六 社債発行会	項 載事項	五 社債原簿記
会投資法人債権者集			投資法人債の		投資法人債発行法		投資法人債権者集		人	投資法人債発行法	投資法人債権者	投資法人債の	人	投資法人債発行法	投資法人債権者に	会	投資法人債権者集				投資法人債権者	会	投資法人債権者集	投資法人債権者の			投資法人債の		投資法人債権者			読み替える字句	わりとする。	高法の規定に係る技術	について会社法の規定	不の九第八項の規定に	る読替え)			. う 条、第六百九 社 法人	五 投資法人債発行	記載事項	□ 投資法人債原簿
	二項第四号	第七百十四	二項第一号	第七百十四	一項及び第二項	第七百十四							第七百十四条の		規定	読み替える	る。	定に係るは	会社法の担	の規定にお	第九十六条の	(投資法人	四項	十八条第	第八百六				:	į	条第	第七百十		項	四条第二	七					項	条第	第七百十
*1		条の四第		四第	項	条の四第							Ξ	7		法の		以術的読替えば	焼定を準用する	れいて投資法人	3二 法第百三	債管理補助者			社債	7	社債権者に		社債権者集	;	社	債	社債の			社債発行会		社債権者集	社債の	社債権者の			社債発行会
社債の一投資法人債	会社 発行法人			債		社債権 投資法人債	号	百三条	用する	におい	の九第	三条各 第百三十九	投資法人	る字句	えられ 字句	読		は、次の表のとおりとす	る場合における同法の規	の規定において投資法人債管理補助者について	一十九条の九の二第二項	に関する読替え)		1	投資法人債	は	-	会	* 投資法人債権者集			投資法人債	投資法人債の		人	五 投資法人債発行法		^未 投資法人債権者集	人債の	投資法人債権者の		人	五 投資法人債発行法

第七百十 無記名社債 無記名投資法人債発行項 社債発行会社 投資法人債発行法人	項現表第三の七三十九条の九年第二号二第二項にお第二号二第二項にお日11上百十四条2上11上11上11上11上11上11上11日 <th>(株) 計画 (大) 大の表のとよりとする。 (株) 計画 (大) 大の表のとよりとする。 (大) 大の表のとよりとする。 (大) 大の表のとよりとする。</th> <th>は でを準用する場合における同法の規定に係る技 者又は投資法人債管理者、投資法人債管理補助 者とは投資法人債管理者、投資法人債管理補助 おける投資法人債、投資法人債権者、投資法人 知道法人債、投資法人債権者、投資法人 ないて投資法人が投資法人債を発行する場合に</th> <th>第九十七条 法第百三十九条の十第二項の規定 七百十三条並びに第 社債 第二項及び第四項 投資法人債権者集会等に関する読替え) 項 投資法人債権者集会等に関する読替え)</th> <th>百十四条の四第 社債を 投資法人 百十四条の五第 社債権 投資法人 百十四条の五第 社債権 投資法人 百十四条の五第 社債権 投資法人 百十四条の五第 社債権 投資法人</th> <th>第一号 社債 投資法人債</th>	(株) 計画 (大) 大の表のとよりとする。 (株) 計画 (大) 大の表のとよりとする。 (大) 大の表のとよりとする。 (大) 大の表のとよりとする。	は でを準用する場合における同法の規定に係る技 者又は投資法人債管理者、投資法人債管理補助 者とは投資法人債管理者、投資法人債管理補助 おける投資法人債、投資法人債権者、投資法人 知道法人債、投資法人債権者、投資法人 ないて投資法人が投資法人債を発行する場合に	第九十七条 法第百三十九条の十第二項の規定 七百十三条並びに第 社債 第二項及び第四項 投資法人債権者集会等に関する読替え) 項 投資法人債権者集会等に関する読替え)	百十四条の四第 社債を 投資法人 百十四条の五第 社債権 投資法人 百十四条の五第 社債権 投資法人 百十四条の五第 社債権 投資法人 百十四条の五第 社債権 投資法人	第一号 社債 投資法人債
一 一 中 項 九 七 条 百 第二	号二十第 項四七 第条百 二第二	三十第二十第 三項三七 系百 条百 第二 第二	四項 条第二 数	 第七百二 社債権者集 ・	項 及 条 七 条 七 び 第 百 第 四 二 二 二	十条第一二
条の七におい 人法第百三十九 第七百十四 三十九条の九第 第七百十四 三十九条の九第 大資法人法第百 大次	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	和社債 無記名投資法人債発行 债	集会 投資法人債 集会参考書	権者集会 投資法人債権者有社債 無記名投資法人債 賃債 付	同項の書面 前項の書面 前項の書面	社債発行会社 投資法人債発行
二十 年 七 条 百 第 三	第第条百び第一十第項 二 三 第三に三項六七 日 ラ ー 十 第項及条百	-	二年第一項の三	十第号三七三項一 五七並条百項及条 百び第三、び第	七二十第 百項九七 三、条百	
代表社債権者	頁 債	社債発行会社	第七百十四条		社債発行会社	合を含む。)
権者であり、大学のでは、いきいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はい	位 代表投資法人債	工算 1 項 に まいて 準用 する 第七 投資法人債発行 法人	上等に真に3、 三十九条の九の 三十九条の九の 三十九条の九の 三年十五条の九の		法人 準用する第七百十四 大資法人債発行	において準の九の二第
二 十 第 一 七 条 百 第 四	一 十 第 項 一 七 条 百 第 四				項 十 第 十 九 条 第 百 百 三 四	第七 百三
代表社債権者	社債発行会社 社債発行会社	ができるした を述べること 管理者又は社 情管理者とは社 のること からる との かった は しゅう いい は しゅう は しゅう いい かい	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	ポレ て一筆多筆	社債発行会社社債発行会社	代表社債権者
権者 代表投資法人債				す る	法人 法人 法人 法人 法人 法人 法人 法人 法人 法人 法人 法人 法人 法	投資法

は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	定 令 の 規 令 の 規 ・	同表の下欄の字句と読み替えるの字句で同表の中欄に掲げるものにおいて、次の表の上欄に掲げるものにおいて、次の表の上欄に掲げるものにおいて、次の表の上欄に掲げるが、社債原簿又は社債権者集会とみた	に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法管理者、投資法人債管理補助者、投資法人債原	表投資法人責権者、投資法人責券、投資法人情権者、代法人債に係るこれらの法令の規定の適用につい法人債に係るこれらの法令の規定の適用につい	行令(平成十四年政令第五十一号)とし、投資四条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十二年を入る。	冷で定める去令は、旦呆寸土責言で去、月台三第九十八条 法第百三十九条の十一に規定する政(投資法人債に関する法令の適用)	権者	八 百 六 代表社責権者 代 二条 法 七 百 四 社債発行会社 投	一号 一号 二第二項にお 正年四条の四 百十四条の四	九 第 人
一第担条三信十法 条第	第二十 百	項オに一九同	あ付に変	均頂載 9	六 第 打 条 二 十 二 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	一項条第	十法	^号 第 第 十 一	十信 第第九法 十一	条第 担 第三項 条 力 会
の七 七百 十 条第 四 第七	各号十一条	(人) ・べき事項の規定 ・でき事	っ社係 本 て債る付 は券担礼	権対は予	に 元 よ り 記 規 記 表 う に え の 規 え の え の え の え の え の も る る る る る る る る る る る る る	共 第 六	百七十七条		百六条第一	百九十八条
九人法第一十一条各号社の一十十一条各号社の一十十一条各号社の一十十十一条各号社の一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	て準用する会社去第三十九条の七におい人に関する法律第百人に関する法律第百人においる。			き事項規定により記載日の出土七条第一	て準用する会社法第三十九条の七におい人に関する法律第百人においる。	そとが 登音	人に関する法律第百投資信託及び投資法	ラカ条の 九条の 九第	する法律第 十八条 十八条 十八条	三十九条の七こおい人に関する法律第百人に関する法律第百投資信託及び投資法
第担 一七第担二 四信 ^項 条四信	二三第担	二四第担項条三信		四第担条三信		四第担		一三第	担信	二第担条三信
十法 第十法	第十法	第十法		第十法	Ś	第十法		第十		十法
十法 第十法 第百会 一百四十去 第一項十法 一項十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	第十法	第 第 百三十六条	第章	第 第二頁 十 百三十七条 法 会社法第七		第一 第一 頁 十 一 百 三 十 七 条		第一項第一項条	会社 第七	キ 百二十四条 第一頁 条
	法 担保権の実 又は 大	第 年 百三十六条	第二年において準円において準円において準円において準円において準円に対して第一日に対して第一日に対して第一日に対してある。	第 第二頁 十 百三十七条 法 会社法第七	<u>4</u> 5	第一第一頁 三十九条の十十一百三十七条 人に関する法法 会社法第七一投資信託及び	第一項社法第七百三	第一第一項一	法 会社法第七 投資信託及び 第一項 において準田	キ 百二十四条 第一頁 条
金業担保権 会社法第七 投資信託及び投資法 第一項	注 担保権の実 又は担保 又は 日本 でし、又は でし、	第 第 項第 一項第 一項三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十六条社法第七百三十六条	第二項において準用する会と、行為において準用する会と、行為に対して、一般に対して、一般に対して、一般に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	第 第二頁 三十九条の十第二頁十 百三十七条 人に関する法律第百 三法 会社法第七 投資信託及び投資法	第一項 第一項	第一第一頁 三十九条の十十一百三十七条 人に関する法法 会社法第七一投資信託及び	第一項	第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 三 年 1 三 十 九 条 の 十 1 百 三 十 一 条 1 人 に 関 す る 法	法 会社法第七 投資信託及び投資法 担信法 会社法第 社法第七百二十四条 一項	第一頁 三十九条の十十 百二十四条 人に関する法 法 会社法第七 投資信託及び 上百十四条の

		条第九項 条第九項 世十九条第三 七十九条第三 大音八十	五条第九項	時清算人若しくは代表清算人の二項の規定により選任された一二項の規定により選任された一いて準用する第三百五十一条第	時清算人若 に に に に に に に に に に	投資法人	あっては、全部(その株式(種類)	七 七 項 条 第 十
株予約権		株式買取請求	第七百八十	四十六条第二項若し 管理第四項において準用 項のき者、清算人、第四 第二	する第三百 百七十九条			六項 及び 第 項
定による請求をい三の二第一項の規		等減株式会社		五二	号 執行役若し 七十四条第 の		j J	一七条、第一
七条第五項 買取請求は 取請求(投資法人	七条第	宋七項	□ 五条第七項	八る		投資口買取請求	株式買取請求	百
新株予約権	第七百	て催告の申立		用で		第百三十三条		九 項
会社 法 の	会読を対	来ま		こおき		十九条第三項に	第百三十三多	六第二
10 10 10 10 10 10 10 10	とお	二百二十三		条 十		投資口買取請求		等 言
これらの規定に係る技術的読替えは、次の表の一八項を除く。)の規定を準用する場合における	これ項	等 法人 法人 法人		百法		約の変更 一条第一	為	八項条第
八項から第十項まで並びに第七百八十八条(第一〇十八年)	八項	求	五条第六項	法法		投資法人法第百	第一項各号の行	第百十
(土去第七百し十七条第五頁、第六頁及が第一において同条第一項の規定による請求につい	て会に	- 株式買取請求	_	投				七 戸 第
(の二 法第百四十九条の三の二第四項の規	第百条	頁でいなり の種類及び種			官規	投資口買取請求	株式買取請求	第一等十
(新投資口予約権買取請求こ関する読替え)	新四	っては、株式			の }	- 11		
株式買取請求		発亍会士こあ 数(種類株式)口数			法 社	定する公示崔告 第百十四条に規		
六条第七項	六条第七十	杉云	五条第五項		会る	称[二百二十三条	
株式買取請求 投資口	条 七			句で	5 え 桂	投資口買取請求 	树云買取請求	大条音の発音
第五項	び	える一読み	_ =±		を み	1 【 ス 青	数)	5
条第四項 等 法人 法人 下百八十 消滅株式会社 吸収合併消滅	六 第	する。		句	読 読み替えられる字句		及び種類ごとの種類	
求 持	六 条	っつ見ぎこそら友所り売替とは、てつそつとら 百八十六条の規定を準用する場合におけるこれ 	`	7	場合における当時		け、 まじ) 重頁行会社にあって	
百八十一株式買取請求	第七条	白八十五条第五項から第九項まで及び第七3第一項の規定は3名語材にていて会社法		分に限る。)の規定を準用するいで同法第一百七十余第一百	(第一号に係る部分に限る。) 異産の仮名にていて同名第		(種類株式発	
干	第	**等一頁)見ぎによう青さこのいこが比ら、法第百四十九条の三第四項の規定におい		、こ司告等しヨニーを等しめった場合における投資法人	才 至) 艮 益 こ っ 一 項 の 申 立 て が な			
会社 法人 法人 法人		取請求に関する読替え)		同条において準用する会社法第八百二十四条第	同条において準用			
☆ 并 子 売		公計肖威去人こ対する豆村投資主り受資」定にあっては、当該外国会社)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	YI	第九十九条の二 共(投資法人の財産			
消滅株式会社		第二項の管理人の報酬の額の決		式買取請求 投資口買取請求	- 株	に規定する規約		
六条第一項	六条岩	おいて準用する第八百二十五条 法人会社(第7日二十七名第二項は一批資		し。) V	以下同じ。)	四十一条第一項		
たころ 大き	3	ž		どいう。がある株	計定出め	、 効力発生日	、効力発生日	
株式買取請求 投資口買取請		二十七条第二項において準用す		旨の定款	行する旨に係る格			五 カ 須 第
用する第百三		- ~"	fa well	株 余 4 6 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	系種 5類	投資口買取請求	株式買取請求	第一第一

						<u>~</u>		Г				_		_			_			_											_			-					-
定会社法の規	読み替える	おりとする。	れらの規定	注質 しーし	いて同条節	第百一条 決	口買取請求	(吸収合併			八条第七項	第七百八十	八条第六項	第二百八一 及て第五項	とが 写 立 頁	第七百八十	八条第三項	第七百八十	八条第二項	311				八条第一項	第七百八十				七条第十項	第七百八十			七条第九項	第七百八十			及び第八頁	七条第六項	
る字句	読みず	1	() () () () () () () () () ()	十七条第五項	一項の規定に	第百四十九条	買取請求に関する読替え)	存続法人に対	買取請求	新株予約権	-	肖威朱式会	買取請求	5	社 等	消滅株式会	取請求	新株予約権	社等材式会	Ì	吸収合併存	社等	株	取請求	新株予約権	買取請求	新姝予約権		条	第二百六十	買取請求	新株予約権		吸収合併等	;	消滅株式会		買取請求	
右	えられ一読み替える字	まれ これ	れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとせ百ナ十川第の規定を準用する場合におけるこ	月上 6場合における!から第九項まで及び	よる請求について会社	の八第四項の規定にか	らえ)	(吸収合併存続法人に対する反対投資主の投資	取請求		1	-	取請求			吸収合併消滅法人	\vdash			+	吸収合併存続法人		吸収	取請求	新投	取請求	+	二百六十条	- 0		取請求	新投資口予約権買		吸収合併		吸収合併消滅法人	I	取請求 新投資口予約権買	
八条第七項 九十	一 八 須	第 7	- 及び第五百円 パ条第四		八条第三項			第			八条第一項	第七百九十					七条第九項		七条第八項	第七百九十			七条第七項	第七百九十								第七百九十						七条第五項	
株券発行会社		株式買取請求	等	存続株式会社		株式買取請求	等	存続株式会社	等	存続株式会社		株式買取請求	林云写耳言习	朱弋買又青兌				第百三十三条	树式買取請求	吸収合併等	等	存続株式会社		株式買取請求			る請求がし、	条の規定こよ	等二百二十三	存続株式会社		株式買取請求	類ごとの数)	の種類及び種	っては、株式	発行会社にあ	数(重須朱弌	株式買取請求	
投資法人		投資口買取請	法人	吸収合併存続	求	投資口買取請	法人	吸収合併存続	法人	吸収合併存続	求	投資口買取請	- 1	安育 J 買 又青	ト三条 第百三	項において準	七十九条第三	投資法人法第	求資口買取請	吸収合併	法人	吸収合併存続		投資口買取請	て	示催告の申立	に規定する公	去第三十四条 非話事件 (1) 終	法人	吸収合併存続		投資口買取請					-	求 投資口買取請	
_		条第一項				条第九項	第八百六	-		第八百六			条第七項	第八百六					/ / / / / /	条第六頁	+				_	条第五項	第八百六	の規定	お会社去	きょる。	規定に係る	百七条の規定を準用	社法第八百六条第五	おいて同々	第百二条	口買取請求に関す	(新設合并		
	消滅株式会社等	:	株式買取請求	朱弌買取清求			第百三十三条	株式買取請求		新設合併等		消滅株式会社等	j	株式 買取請求	Z	規定	第二百二十三条		消滅株式会社等	株式買取請求		及び種類ごとの	は、株式の種類	行会社にあって	数(種類株式発		株式買取請求	4	字句をおられる	ド - - - し	a技術的読替えは、	規定を準用する場合	日六条第五項から笠	衆第一項の規定に ヒ	法第百四十九条の一	水に関する読替え)	(新設合并肖威去人こ対する	株式買取請求	
法人	新設合併消滅		投資口買取請求	安賀 コ買 取清 求	第写三十三条	十九条第三項に	投資法人法第七	投資口買取請求		新設合併		新設合併消滅		投資口買取請求	の事立て	定ける公示崔宇	野百一日·六二見 非訟事件手続法	法人	新設合併消滅	投資口買取請求					口数		投資口買取請求		読み 替える字句	長ょち・こうご丁	次の表のとおりと	口におけるこれらの	第五項から第九項まで及び第八┃┃	4る請求について会	-三第四項の規定に		ヌト	求 投資口買取請	
			3 1		第八八百百	規定	社法の	える会	替	りとする。	らの規定	を除く。)	八項から	の対対に	第百二条の二	(新投資		条第七項	第八百七		条第六項	第八百七	項	及び第五	条第四項	第八百七	Į.	条第三頁	等 [] []			第八百七							
	1	The			対け 対対 対	(る字句	N	0	に係る技術的読替	の規定を準用す	第十項まで並びに	土去筲し百した筲	30~1別が第一頁	(新投資口予約権買取請求	株式買取請求		株券発行会社	設立会社		株式買取請求			;	消滅株式会社等	#1	記式会社	Z Z A A L	消滅株式会社等		設立会社	:	、設立会社	会社	、新設合併設立	設合并設立会社	新設合併をする	
Va	C	請 求:	十三の二第一項の一治第百四十十多の一	飞 湞	1. 糸	J E			読み替える字句		えは、次の表のとお	る場合におけるこれ	八項から第十項まで並びに第八百九条(第八項 〜 いっ会社活等丿電丿多等国式、等フェルで等	近頁、第六頁及が第一の規定による語句に	、免見三二にう青文に、条の十三の二第四項	求に関する読替え)	投資口買取請求		投資法人	新設合併設立		投資口買取請求			法人	新打	安育コ買6	去人	· 注	新設合併消滅	法人	新設合併設立	法人	、新設合併設立	法人	、新設合併設立	ì	新設合併設立	

																																		2	I
四九月項条	八百	三項	九 第 条 第 百			項 弅	第八百百									:	項 条	第八百			-		八多条第	八		j	頁 釒	八 第 八				第「	大月条	八 百	
等注意	消滅株式会社 取請求	新株予約権買	設立会社	等	消滅株式会社		設立会社		、設立会社	立会社信息	\ \frac{1}{2} \rightarrow \f	る新設合併設	る場合におけ	新設合併をす	等	消滅株式会社	取請求	新株予約権買	取請求	新朱予約霍買			- 4	第二百六十条	取請求	新朱予約権買		新設合併等	等:	消滅株式会社			取請求	新株予約権買	取請求に新株子約権買
37 1	1	新投資口予約権買	新設合併設立法人		新設合併消滅法人		新設合併設立法人	人	、新設合併設立法	人 亲記 名 信記 立 法	安全并安定			新設合併設立法人		新設合併消滅法人	取請求	新投資口予約権買	請求「言系	新	百六十条	準月	条の八第四	人法第	÷ ;	學		新設合併		新設合併消滅法人			取請求	新投資口予約権買	取請求に新投資口予約権買
			二五条の	第八百						0 -	トナカニナ	第七百					条 八 の 十 二 四	第七百	規定	社法の	える会	読み替	る技術	の規定	法人の	第百二条の三	(合併な		七項	九条第	八	J		第八百	項 U 第 五
の限りでない	に規定する場合できる。ただし	消滅株式会社等		設合併等	規定する場合を	ただし書又は第三項	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	する場合(第七	前条第二項本文に	吸収合併等		存続株式会社等	は、この限りでない	第二項に規定する場合	できる。ただし	吸収合併等		消滅株式会社等			;	読み替えられる字句	る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	の規定を準用する場合における同法の規定に係	法人の合併をやめることの請求について会社法	の三と第百五十	(合并をやめることの情状こ関する読替え) 耳記习 耳記习	対構学 新権買	J		\rightarrow	設立会社		新株予約権買	
	、前こ条				_								+		-							字句	表のとお	おける同さ	の請求に	-条の規定と	耳言す	対情は	1		新設合併消	新設合併設立法	取請求	新投資口	
	できる	滅法人 新設合併消		新設合併	:	る場合の場合で	頁こ見官上条の七第二	第百四十九	投資法人法	吸収合併	新治 <i>人</i>	売去人吸収合併存			できる	吸収合併	滅法人	吸収合併消			字句	読み替える	りとする。	伝の規定に係	ついて会社法	において投資	読いい	子約権買			滅法	設立法人		1予約権買	
2 法第百五十四	項 第百十一条第二	替え	(いて清算監督	第百六条法第	(青算監督人の)	法の規定	読み替える会社	読替えは、次	を準用する場合に質報行人についる	2 法第百五十	第百九条第三項	規定	読み替える法	的読替えば、	にど 作別等に	第百五条法等	(清算執行人	一頁 第四百七十九条第	の規定	読み替える会社法	おりとする。	る当該規定に係	百七十九条第	清算執行人又	第百四条 法第百	(清算執行人等の	3	百	第百条第四	法の規定	読み替える	次の表のとおり場合における当	清算監督人につ	第百三条 法第百分
っ ハて会社法の頃-四条の二第二頃	執行役員	れ読	は、次の表のとおりとする。する場合における当該規定に	■人について法等	第百五十四条の1	(青算監督人の職務に関する読替え)	-		次の表のとおりとする。	%合における当xx で会社法第三	- 三条の三第二項	項 役員会	れる字句	の一読み替え	火の表のとおり	3易合こさ する4	第百五十三条の1	の職務に関する	条第一株主総会	+		-	に係る技術的読替えは、	光一項の規定を準	スは清算監督人に	^免 百五十三条第二			スは執亍殳	執行役員	れる字句	読み替えら	やりとする。	について法第百条	百三条 法第百五十一条第六項の規(清算監督)の資格に関する記載の規
いて会社法の規定を準用する場合四条の二第二項の規定において清	清算執行人		おりとする。	いて清算監督人について法第百十一条第二項の	一第二項の規定にお		字句		とする。)準用する場合における当該規定に係る技術的3勢行人について会社法第三百五十五条の規定	気の規定において連	清算人会	字言句。	ら一読み替える	りとする。	写変見官こ系る支援を正式の出	第百五条 法第百五十三条の三第二項の規定にお 第一五条 ・)読替え)	投資主総会		6	+	言えは、次の表のと	4用する場合におけ	清算執行人又は清算監督人について会社法第四	五十三条第二項の規定において	選任及び解任に関する読替え)	清算執行人	、 執 亍 殳 員 ス よ	対行役員及び清		読み替える字句	次の表のとおりとする。 場合における当該規定に係る技術的読替えば	ステリミデーは木の規定を準用する	五十一条第六項の規定において具権に関する話権え
				第三百八	40				一項	十六条第	_] 十五条第	第三百八			項	十五条第二十五条第		十四条	第三百八	四項	十一条第	第三百八					三項		第三百八	十五条	第三百五	の規定と	∌±r	
1	監査役設置会		条第四項		取締役	 	正える	及び第三百六	三百五十三条		_				監査役設置会			株主総会	E A	取締役			\dashv	その子会社					社	監	,	五 株主総会	(4) る字句	え一読み替えられ	とおりとする。
	清	四項 第三百四十九条第	において準用する十三条の三第二項		清算執行人	清算书資沒人	野車を受け			十三条の三第二項			清算執行人		清算投資法人		清算執行人	投資主総会	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	青算執行人		- 1	1	その子法人	じ。)	の条におい	- 生人をいう。以下- 生人をいう。以下	一角こ見官ける子一第七十七条の二第	法人(投資法人法	清算投資法人		投資主総会		読み替える字句	の表のとおりとする。における同法の規定に係る技術的読者之は、な

第百十四条第 第人会につい 第人会につい	5	及び第四項 第百十三条第三項	及び第二項	定	読み替える法の	りとする。	らの規定	四条第一	いて清算・	桑	(清算人会									二号:	二項第	十六条第	第三百八													二項第	十六条第一
□十四条第 □ ■ 報行役員 一港算勢行出十四条第 平 報行役員 一港算勢行法第百五十四条のとおりとする。	1 執			1	規	0	に係る技術的	頃の規定を準	人会について	法第百五十四	算人会に関する読替え)		Ī	第二項第二五十	· 役 ·			第四項	第八百四十				查役設置	取締役	一項	十七条の三	又は第八百	場合を含む。	いて準用す	は第五項に	(同条第四項	しくは第三項	の二第一項	八百四十七	条第一項、	八百	社監査役設置
のとおりとする。 会社法第三百六十 会社法第三百六十 条の三第二項の規	行役員	監督役員	幸行 役員	る字句	読み替えら		読替えは、	用する場合	法第百十三	条の三第二		五十多	て一	- 条 — 十四条 十四条	\perp	四十九	て準用		九				会	清算執行		第	匹	<u>°</u>	る	お	又					七投資法	会一清算投資法
替えは、次の表のとおりとする。	算制	清算監督人		ħ.	読み替える		らの規定に係る技術的読替えは、次の表のとお	におけるこれ	算人会について法第百十三条及び第百十	一項の規定にお		五十条第二項	て準用する第八百一	十四条の七こおハー投資法人法第百五	新行人	-九条第四項	用する第八百	十四条の七におい	任人法第 百五				清算投資法人	執行人									1条第一項	用する第八百	十四条の七におい	任人法第 百五	投資 法人
項 条 七 第 十 五 一	- 三	項	条 七 第 十 四 -		各			第三百								項	条第一	+ :	第三百	定	社法の	る	読み替	りとする。	当該規定	三項を除	算投資法	3 法第百五十	項	十八条第	第三百六			十八条第	三百	の規定	る会社法
	親会社社員	議事録等		役員又は執行			á	事録等	録等」とい	条においっ	的記録()	書面若しくは電磁	若しくはっ	意思表示を記載し、議事録又は前条の	れた日を含む。)	ったもの	締役会の対	条の規定は	取締役会			句	読み	0	に係る技術	く。) の規	人について	五十四条の	締役及	会社に	取締役	役)		置会社に			
				役					いう。)	「議事	以下この一	くは電磁	記録した			とみなさ	沢議があ	衆の規定により取					替えられる字		当該規定に係る技術的読替えは、	定を準用す	会社法第三	四条の三第二項の規定に	締役及び監査役)	会社にあっては、取	(監査役設置		各取締役及び各監を	にあっては、	区 (監査役		読み替えられる字句
下この条に対した。以には、大をいう。。以には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	£ _	議事録	に清算監督人	清算執行人又			1	議事録						議事録	V- 1.1 CMD			(清算人会の日				読み替える字		、次の表のとお	三項を除く。)の規定を準用する場合における	条	規定において清	算監督人	取 人及び清	清算執	督人	各清	行人及	各清算	:	- る字句 る字句 え
																																			_		
第八百四	第一項	八百				第八百四							の四第二	第八百四	読み替え	おりと	同法の日	につい		第百八条	読替え	(清算執												第	七十一	三	
四十九条	項	八百四十九条				第八百四十八条		. 1					四第二項		読み替える会社	┥	同法の規定に係る	について会社法の	算執行人又は清算	第百八条 法第百五			第二項の	み替えて	第三項							親会社		第六 第二項	十一 み替え	三百第三項	
四十九条	項	八百四十	式会社等」と	会社(以下こ			1111	当該株主等	において同じ		等の株主を		四第二項		読み替えられ		同法の規定に係る技術的読替え	について会社法の規定を準用す	算執行人又は清算監督人の責任	第百八条 法第百五十四条の七の		行人等の責任を追及す	0)	て適用する	第三項において読							親会社若しくは子		第 六 第二項各号	十一一み替えて適用する	三 百 第三項において読	
四十九条 株式会社等取締役 (監査等	一項 株式会社等 清質	八百四十九条	武会社等」とい	会社(以下この	式交換等完全子法人	株式会社又は株 清	主		において同じ。)	う。以下この節	等の株主をい		四第二項 適格旧株主又は	株主等(株主、	読み替えら		同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のと	規定を準用する場合にお	算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴え	第百八条 法第百五十四条の七の規定において清		行	0)	て適用する	第三項におい			一項に規定す				親会社若しくは子		第 六 第二項各号	十一一み替えて適用する	三 百 第三項において読	投資主
四十九条 株式会社等 清算執行 取締役 (監査等 清算執行 法人 第	一項 株式会社等 清算投資	八百四十九条 株主等 投資		第八百四十	式交換等完全子 法人 条の二	株式会社又は株 清算投資 第八百四十	主	当該投資				最終完全親会社	四第二項 適格旧株主又は 22	株主等(株主、投資主の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の	ジョー 読み替えられる 一読み 替え	第三項	第八百	項及び第二項	人又は清算監督人の責任を追及する訴え 百五	法第百五十四条の七の規定において清 三項	第八	行人等の責任を追及する訴えに関する 項及び第二項	の	て適用する 第五項並びに	第三項において読 第二項の 第八百四十九		る子法人をい 第四項	一項に規定す 第八百四十九				親会社若しくは子 親法人若しく	第三項第一号	第 六 第二項各号	十一一み替えて適用する	三 百 第三項において読	
四十九条 株式会社等 清算執行 取締役 (監査等 清算執行 法人 第	一項 株式会社等 清算投資	八百四十九条 株主等 投資主	条の二第一号 監査	第八百四十九 監査	式交換等完全子 法人 条の二	株式会社又は株一清算投資 第八百四十九	主 社会の規定	当該投資 売み替える 1	表のとおりとする。	における当該規定に係る		最終完全親会社	四第二項 適格旧株主又は 22	株主等(株主、「投資主 2	読み替えられる 読み 替え 第八百五十三条	第三項	第八百五十二条	項及び第二項	人又は清算監督人の責任を追及する訴え	法第百五十四条の七の規定において清 三項並びに第八	第八百五十条第一条	行人等の責任を追及する訴えに関する 項及び第二項	の	て適用する 第五項並びに第一	第三項において読 第二項の 第八百四十九条 株	j°°	る子法人をい 第四項	一項に規定す 第八百四十九条		資法人法第七		親会社若しくは子 親法人若しく	第三項第一号	第 六 第二項各号 第八百四十九条	十 一 み替えて適用する	三百 第三項において読 第二項各号	<i>(</i>)
四十九条 株式会社等 清算 執 行 取締役 (監査等 清算 執 行 ま) 法人 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	一項 株式会社等 清算投資	八百四十九条 株主等 投資主 各監督や 査役 - - -	条の二第一号	第八百四十九 監	式交換等完全子法人	株式会社又は株一清算投資――第八百四十九一株式会社等――――――――――――――――――――――――――――――――――――	主 社会の規定 れる字句 まみ 権力 る名一語 み 権力	当該投資「売み替えるご」売み替える「売	表のとおりとする。				四第二項 適格旧株主又は 22	株主等(株主、 投資主 2	ジョー 読み替えられる 一読み 替え	第三項	第八百	項及び第二項	人又は清算監督人の責任を追及する訴え 百五	法第百五十四条の七の規定において清 三項並びに第八	第八百五十条第	行人等の責任を追及する訴えに関する 項及び第二項	の	て適用する 第五項並びに第一	第三項において読 第二項の 第八百四十九条	j°°		一項に規定す 第八百四十九	:			親会社若しくは子 親法人若しく	第三項第一号	第 六 第二項各号	十 一 み替えて適用する	三百 第三項において読 第二項各号	

																	۷٥
第第五百八条	社芸を	の規定を準の規定を準	第百十一条 法 (帳簿資料の				条五百六	第二号項	<u>Б</u> .	条第一項	五.	伝ん	とする。	の規定に係1五百六条の5	第 百十条 法	「残余財産の	第五百条第
人) 関係 は、	み替えられる	保存につい	帳簿並びにその事業及. 法第百六十一条の規定 の保存に関する読替え)	基準未満株式の数	「基準未満株式	あたない女 基準株式数	数 (会の決議)	あっては、清算人算人会設置会社に	清算人の決定(清	字句をえられる	13 1 E E E E E E E E E E E E E E E E E E	る技術的読替えは規定を準用する場	会能	関する読	二 会 売 売 売 あ 売 カ 売 カ 売 カ 売 カ 売 カ 売 カ 売 カ 売 カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ ラ カ カ<
7人会設 清算 分条第七 行人 清算 前 算	青句え読 るみ。	ける当該規定に係るて会社法第五百八条	その事業及び清算に関す一条の規定において清算する読替え)	日の口数 基準未満投資	資口	1 1	数(以数	議		_ 句 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :		、次の表のとおれ合におけるこれが	第五百五条及び第一項の規定において	替え) 監	清算執行人及び
	, , ,	る 余 े			第条-		. 八 第	定規	の法		-		∌ ±			() 注	第二级级
第三百四十六条第二項若し は代表清算人の職務を行くは代表清算人の職務を行くは代表清算人の職務を行くは代表清算人の職務を行	野生行団・大きなできた。 表執行役の職務を行うべき 条第四項において準用する 条第四項において準用する	百七十四条第一号において委員会の委員をいう。第八員会 監査委員会又に執動			る場合を含む。)の規定	十条第三項において準用す百三条第三項及び第四百二は第匹百一条第三項(第匹	三百五十一条第二項若し第三百匹十六条第二項、							のとこ	用号	(第一号、第五号及び第六号に係る部分に法人の清算について会社法第八百七十条第	
	べき者 者 行 <i>0</i>	野は執 し清行 り算人	た一時清	こ項八の条)規第	法投资第資质	て項三準に条用お第	第資法五人			6/4° [7]		る字句 -	さえ			限一る項	において投資
			十七百	ゴ 八 第 	号 六 釒	第項一	第条	+七			五第	項一	第 :	条 十	七百		
第六百七十二条第三項の帳第八百七十二条第三項において準用する場合を含む。)若しくは二条第二項(第八百二十百八条第二項(第八百二十む。)若しくは第六百六十む。)若しくは第六百六十	八百二次の清算	る清算人、同号に規定する人、清算持分会社を代表すき者、清算人、代表清算	代表執行役の職務を行うべ役、委員、執行役若しくは	参 規 定 す z 八 百 七 ユ						第四百五十六条又は第五百						号又は第五百五条第三項第第四百五十五条第二項第二	理人 (第八百百十五条第二項(第八百百二十五条第二項において準 11十五条第二項において準 11十五条第二項(第八百百二十五条第二項(第八百三十五条第二項(第八百三十五条第二項(第八百三百三十五条第二項(第八百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三百三
て項七第資きを 準に条百法者行 用お第五人、う すい三十法投べ	の算し執職監く行	一 規 第 時 定 一	条八 1 第 百 <i>2</i>	了 、算			六条第	いて 準に お	八 第 ⁵ 条 百 i	資 法		項 第	五条	る て 第 準	三項にお	第 資 百 法	
条第二項 十	二十 一 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十 二十	第五百二十			Ē	第五百十六	定社法の規	読み替える 読	定を準用する場合における同法の規定に係て清算投資法人の特別清算について会社法	第百十三条 法(特別清算に				一は選定	は経ず	る場合	七百十十十十二十十十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
子会社に	理 清 第 人 代	清算 上 監査役	監査役 人、	行 保 の 権		霍 ^{1又} 人	1 わ	読み替え 読み替える字は、次の表のとおりとする。	定を準用する場合における同法の規定に係る技て清算投資法人の特別清算について会社法の規	伝第百六十四条1関する読替え)					は社債管理補助者の選任又成継する社債管理者若しく	を含む。)の東の七において	四条第三項の特別代理人
子法人をいう。以子法人をいう。以子法人をいう。以		監督人 監督人 行	監督 人 執		続担	世 監督 人 執	:	読み替える字句	前に	第					選右	尹 準 経	(第七百 代表) (第七百 年 代表) (第七百 年 代表)

ること。 ない では では では では では では では で	人育の事	まった また まん まん ない まん ない かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう しんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	術的読替えは、次の表のとおりとする。 ――規定を準用する場合における当該規定に係る技規定を準用する場合における当該規定に係る技	は、次の表のようる場合における。第一号におけ	術的読替え 規定を準用、
Ξ	青 規 算 約 執	第七十一 代表青章人の 条第二項 ・	ル百片ご条(第一号ご系る部分ご根ろ。)りて清算執行人又は清算監督人について会社法で清算執行人又は清算監督人について会社法では、10mm。	に (等一手に)行人又は清算監三 法第百七十	第百十三条の三十三条の三十三条の三十三条の三十三条の三十三条の三十三条の三十三十三十三十
一 不動産の管理を委託 一 育産運用会社に、 一 資産運用会社に、	人名	ある一社会	詩	「イスは清算監督人に関するで、 、執行役又は代表執行役は報酬委員会の委員をいう (指名委員会、監査委員会又 査役、代表取締役、委員	(清算執行人) (指2 で)、報
- 第 百十七条 が少ないと			会計参与、監 監 督 と 会計参与、監 監 を 役 員	取あに	第一号 員 公
	人会計監查	項四これらの	関 句る 和	筛役 (監査等委員会設	第九百 取締
-	人 設立企画	条第三項	すりとする	いみ替 読み替えられる字句 記れ替 読み替えられる字句	表る会 読みを 読み
		第十九条定款	る)ないの。 る当該規定に係る技術る部分に限る。)の規	、くつそうないる場合における(第一号に係り	力売棒!は
	会会	定記で記される。 おの業別	おいて執行役員又は監督役員について会社法第一十三条の二 法第百六十七条第二項の規定に(執行役員又は監督役員に関する読替え)	役員又は監督怨二 法第百六十<	第百十三条の二 (執行役員又は
	読み替え	ランク を替表	監督人 清算執行人、清算	監査役	三条 百七十
///	芸的読替えは、	ていそので活りでした。その規定に係る技術的読替えは、合における同法の規定に係る技術的読替えば、十八年法律第百二十五号)の規定を準用する場	項の書面	面同項	第三四
	記法(昭和三にまして挌資	法人に関する登記について商業登記法第6十四条 沿第百七十七条の規定にお			四十三条五百
ا ا	記替え)	ᄼ	:	監査役	条第二
	1	役 幸行行い作品幸	清算執行人、清算	清算人、	第五百四十
	<u> </u>		総口数を投資主名		
	会」	(指名委員会、監査委	び発行済投資口の	村三	
			石 号こ掲げる事頁及 □ 七条の三第一項各	を株主名	
	は清	員である取締役又はそれ以	投資法人法第七十	/LI	
	委 行人又		監督人	查貨	[
	算	取啼攺(監査等委員会设開第一号	青算執行人、青算	青章人、	第五百四十
	資法人	· 七: · 条	í	監査役	条第一項及
	清算投	第九百 株式会社	清算執行人、清算	清算人、	第五百四十
	句	規定の	その子法人	せの子会	
	えるお	読み替 読み替えられる字句	同じ。) に下この項において		

たもの 人となっ 清算執行 人が 清算執行 約に係る不動産取引の目的である場合 三項第二号に掲げる不動産特定共同事業契 資産の運用に係る委託契約の終了に伴うも 法第百八十八条第一項第四号に規定する 不動産が不動産特定共同事業法第二条第

五. 買又はデリバティブ取引の委託を行うこと。 取引業を行う資産運用会社に、有価証券の売 第二十八条第二項に規定する第二種金融商品 資産運用会社に、商品の売買の委託を行う 第一種金融商品取引業又は金融商品取引法

六 資産運用会社に、再生可能エネルギー発電 設備の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせ ること。

電設備の管理を委託すること。行う資産運用会社に、再生可能エネルギー発 再生可能エネルギー発電設備の管理業務を

八 資産運用会社に、公共施設等運営権の売買

九 その投資口を資産運用会社に取得させるこ の代理又は媒介を行わせること。

ځ 投資主の保護に欠けるおそれのない場合と

運用会社に賃貸すること。 して内閣府令で定める場合に、不動産を資産 t

得て行う取引 個別の取引ごとに全ての投資主の同意を

十二 その他投資主の保護に欠けるおそれのな いものとして金融庁長官の承認を受けて行う

第百十八条 法第百九十五条第三号に規定する政 (登録投資法人との取引が禁止される者の範囲)

内の血族及び姻族に限る。) 又は監督役員の親族(配偶者並びに二親等以 法第百九十五条第一号に規定する執行役員

一 法第百九十五条第二号に規定する資産運用 (募集等に該当する行為) む。)、監査役若しくは執行役若しくはこれら あるときは、その職務を行うべき社員を含 会社の取締役、会計参与(会計参与が法人で に類する役職にある者又は使用人

第百十九条 法第百九十六条第一項に規定する政 これに類する行為とする。 る有価証券の転売を目的としない買取りその他 令で定める行為は、その行う募集又は私募に係

令で定める者は、次に掲げる者とする。

																																									25		
-	四号	号及び第二	一須第三	三 与 -	F E			項	第	第三十七				第三十七	Į	条	七			七						:		三十六	の規定	法 i		読み替え	的読替えは、次の表	を準用する	定設立企画	第百二十一条	読替え等)	(設立企画-	いをいう。)	引法第二条:	令で定める	第百二十条	(第二種金融
			美	27勺	新品文				糸を	金融商品取引契	行為	金融商品取引	に	金融商品取引	<i>€</i>	ļ	金融商品取引		品取引業	その行う金融商								業務			字句	61	、次の表のとお	場合における同	人等について金	法第百九十七·		八が行う投資証券	いをいう。)及び売買の代理とする。	第八項第九号に	行為は、私募の	法第百九十六条:	11. 南品取引業と
			考 糸	カリウ まります ままま ままま ままま ままま ままま ままま まままま ままま ま	安督正学事長等			内容とする契約	等を行うことを	投資証券の募集	等に係る取引	投資証券の募集	の業務に	投資証券の募集	0 学	莨努り 羽	資証券	務		その	し。) の業務	をいう。以下同	規定する募集等	十六条第一項に	する法律第百九	び投資法人に関	等(投資信託及	投資証券の募集			2	読み替える字句	とおりとする。	を準用する場合における同法の規定に係る技術	融商品取引法の規定	百二十一条 法第百九十七条の規定において特		(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する)	埋とする。	引法第二条第八項第九号に規定する私募の取扱	取扱い(金融商品取	第二項に規定する政	タなされる行為)
条第一項	三 +																		7	Į	— — 頁 5	٠- ا	条第七号	第三十八	号まで	から第六	条第一号	Ηl)	三十八	頁 (条の四第	三十	号	一項第七	条の三第	第三十七	号:	一項第五	条の三第	第三十七一
引行等にある。	有価証券売買取	ブ取引リノラン				(以下この条に	リハティフ耶引	月ドニ イブ・汶丁 有価証券又はテ	ِ غ ن	取引等」とい	「有価証券売買	の条において	ブ取引(以下こ	又はデリバティ	取引を除く。)	の女介で ぎつら	牛寸壱買その也	れている買戻条	らかじめ定めら	(買冥価各があって)の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日	その他の取引	有価証券の売買		金融商品取引業		ž	Ė	金融商品反升	3	せるおそっ	の言用を失遂さ	金融的品权引集	7		金融商品取引				金融商品取引業		3	į	金融商品取引
等に係る取引	受資証券の募集	等に存る耳弓	等で系る反別を発言者の募集	さずE弁りまる				投資証券												会におります。	等に系る取引	投資証券の募集	务 🦠	投資証券の募集		3 3 7 7	契約言き募集等	安育正学亭丰亭	それ歴ませた。	を失遂させるお	等の 巻巻の 言用し 技資記 多の 募集	受資证券の募集	,	契約	投資証券募集等			等の業務	投資証券の募集		() () () ()	等に係る取引	投資証券の募集
	Í	一声品取引法の場	読み替える金融	2	に係る技術	第二項の規定な	人等の顧客につ	2 法第百九十							条第二号				<i>参</i>	条	第四十五	号 写	一頁寫写	条の三第	第四十四	号 - 5	一 須 第二	乗り三 再	第 5 日 上 日	子 - 巧 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	- 須育一	条り三角	第四十四		第四十条			第一号	第四十条	1	第四十条	び第三号	第二号及「
		の規一れる字句	1 削		話替えは	· 2	ر -	、条	約	金融商品取引	の 四	及び第四十三条	十条の二第四項	まで、第一	第三十七条の二	契 終	府 占 耳	仓独 菊品文爿		= - -	第三十七条		Ó	ļ	金融商品取引	1月でえ 妻糸	こ関する契約	号こ掲げる 丁舎 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条	第二条第し頁 多	イブ取別	は写真ドリドラ	その也の文計又 有信記券 0 房買			業務		金融商品取引	為	金融商品取引		、業務の	有言語	有価証券等
		字石			次の表のとおりとす	おける当	て金融商品取引法第三十九条	条の規定において特定設立企画	契約	投資証券募集等	七条の四	並、	く。)及び第二	及び第六号を除	第一頁(第二号)第三十七条の三		型的 打造記 考 募 隻 等	Œ	く。)	一頁第二字子余	第三十七条(第		会の意義の	の業务の	投資証券の募集		事 糸	多勇生	安新正学事長等		等に存る耳弓	等ご系る文!!	争り	勞:	投資証券の募集		投資証券募集等	等に係る取引	投資証券の募集	Ø ,	、投資証券の募	12111111111111111111111111111111111111	投資証券
の規定を準用する場合に の四第二項において同法	品取引法第三十七条の三	定は、法第百九十七条に	5 金融商品取引法施行会	府令で定める事項	=	る場合にあっては、	因として損失が生ずることとなるおそれ	け~	つって金河、甬管の馬	- 頭客が丁)受資正参り募集会 おらず 次に掲けるものとする。	定する政令で定めるもの	る方法によりする場合に	その他これに準ずるもの	を除く。)の放送設備に	号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)	- (汝美大学学園去 (平龙十四丰去聿第百五十	業者をいい、日本放送	- 二号)第二条第二十三 ⁵			4	阁	─ 三 前二号に掲げる事項	おそれがある旨及びその理由			る場合にあっては、	因として損失が生ずることとなるおそれ	ける相場その他の指標	ついて金利、通貨の無力の	二	対閣符で定めるもの	料、報酬その他の対策	容とする契約に関して	百三十三条において	に規定する募集等をいう。	一投資証券の募集等	定めるものは、次に掲げ	三十	3 法第百九十七条におい		買っ	第三十九条第二 有価証
のいて準用する。第三十四条の二第四	七条の三第二項及び第三十七条	法第百九十七条において準用する金融商	P第十五条の二十二の規		前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣	г ₇	ðš (際に係る変動を直接の原一4本 金麗雨占市場により	、て食団、重旨の曲各、食蝕毎時有易こる 雇名が行い技資調券の募集等に侵る耳弓に	かり事長等こ系も又引こしのとする。	のは、前項の規定にかか一	る方法によりする場合における同項第三号に規	その他これに準ずるものとして内閣府令で定め	を除く。)の放送設備により放送をさせる方法	放送大学学園をいう。)	《十四手去聿第百五十六一	.、日本放送協会及び放送大学学園一	二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事	送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十一	に規定する行為を基幹放	いて準用する金融商品取		前二号に掲げる事項に準ずるものとして内一	びその理由	当該指標に係る変動により損失が生ずる	:	次に掲げる事項	っこととなるおそれがあ	原に係る変動を直接の原	いて金利、通貨の価格、金融商品市場にお	がの募集等に系る取引に一	/) 1 (報酬その他の対価に関する事項であって	容とする契約に関して顧客が支払うべき手数	百三十三条において同じ。)を行うことを内	いう。以下この条及び第	投資証券の募集等(法第百九十六条第一項	次に掲げるものとする。	七条第一項第三号に規定する政令で	いて準用する金融商品取	取到	集等に係る	証券売 投資証券の募

(資産運用会社の要件)

第百二十二条 法第百九十九条第三号に規定する である金融商品取引業者にその資産の運用に係政令で定める場合は、登録投資法人が外国法人 所又は事務所を有する外国法人である金融商品 政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業 る業務の委託をする場合とし、同号に規定する

(不動産の鑑定評価を要する権利等)

第百二十二条の二 法第二百一条第一項に規定す る政令で定めるものは、次の各号に掲げるもの 第十六条の二各号に掲げるもの

(資産運用会社の利害関係人等の範囲) 式であって同条第一項第二号に掲げる数を超法第百九十四条第二項に規定する法人の株

第百二十三条 で定める者は、次に掲げる者とする。 産運用会社と密接な関係を有する者として政令 法第二百一条第一項に規定する資

当該資産運用会社の特定個人株主 当該資産運用会社の子法人等

当該資産運用会社の親法人等

令で定める者 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府

(特定資産の価格等を調査する者)

第百二十四条 法第二百一条第二項に規定する政 び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとし 等(当該資産保管会社の親法人等、子法人等及 令で定めるものは、資産保管会社の利害関係人 て内閣府令で定める者をいう。)以外の者であ 次に掲げる者とする。 2

務弁護士共同法人であって次に掲げる者以外 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事

弁護士にあっては、次に掲げる者

- (2)ることができない者 第二項の規定による調査に係る業務をす しくは資産保管会社の役員又は使用人 弁護士法の規定により、法第二百一条 当該投資法人又はその資産運用会社若 3
- (1) 士共同法人にあっては、 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護 その社員のうちにイ(1)に掲げる者 次に掲げる者
- (2)務の取扱い等に関する法律の規定によ があるもの 弁護士法又は外国弁護士による法律事

権が含まれる場合に限る。

公認会計士又は監査法人であって次に掲げ 査に係る業務をすることができない者 法第二百一条第二項の規定による調

る者以外のもの 公認会計士にあっては、次に掲げる者

- しくは資産保管会社の役員又は使用人 当該投資法人又はその資産運用会社若
- をすることができない者 条第二項の規定による調査に係る業務 公認会計士法の規定により、法第二百
- 監査法人にあっては、次に掲げる者
- 保管会社の会計参与 当該投資法人の資産運用会社又は資産
- (2) があるもの その社員のうちにイ(1)に掲げる者
- をすることができない者 条第二項の規定による調査に係る業務 公認会計士法の規定により、 法第二百
- 価に関し専門的知識を有する者として内閣府 令で定めるもの 前二号に掲げるもののほか、特定資産の評

らない取引等) (投資法人に対する書面の交付をしなければな

第百二十五条 法第二百三条第一項第一号に規定 する政令で定める取引は、次に掲げる取引とす

デリバティブ取引 有価証券の取得及び譲渡並びに貸借

定める取引は、次に掲げる取引とする。 法第二百三条第一項第三号に規定する政令で 不動産の取得及び譲渡

不動産の賃貸借

法第二百三条第一項第五号に規定する政令で 不動産の管理の委託及び受託

定める事項は、次に掲げる事項とする。

動産の賃借権の取得又は譲渡の有無及びその 投資法人が投資の対象とする特定資産に地上 譲渡の別その他内閣府令で定める事項(当該 上権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は 産に不動産の賃借権が含まれる場合に限る。) 項(当該投資法人が投資の対象とする特定資 取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事 当該資産運用会社が自己の計算で行った地 当該資産運用会社が自己の計算で行った不

> 借の別その他内閣府令で定める事項 貸借の有無及びその取得若しくは譲渡又は貸 て自己の計算で行った取得若しくは譲渡又は 運用を行ったものと同一の種類の商品につい 当該資産運用会社が当該投資法人の資産の

商品投資等取引を自己の計算で行った事実の 有無その他内閣府令で定める事項 運用を行ったものと同一の種類の商品に係る 当該資産運用会社が当該投資法人の資産の

Ŧi. とする特定資産に再生可能エネルギー発電設 令で定める事項(当該投資法人が投資の対象 有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府 生可能エネルギー発電設備の取得又は譲渡の一 当該資産運用会社が自己の計算で行った再 備が含まれる場合に限る。)

項(当該投資法人が投資の対象とする特定資びその賃貸借の別その他内閣府令で定める事 生可能エネルギー発電設備の賃貸借の有無及 場合に限る。) 産に再生可能エネルギー発電設備が含まれる 当該資産運用会社が自己の計算で行った再

t 事項(当該投資法人が投資の対象とする の取得又は譲渡の別その他内閣府令で宮 共施設等運営権の取得又は譲渡の有無及 ネルギー発電設備が含まれる場合に限 法その他内閣府令で定める事項(当該投 受託の有無及びその管理の委託又は受託 生可能エネルギー発電設備の管理の委託 人が投資の対象とする特定資産に再生可 当該資産運用会社が自己の計算で行 当該資産運用会社が自己の計算で行

要する者等 (利益相反のおそれがある場合の書面のな

資産に公共施設等運営権が含まれる場合

第百二十六条 法第二百三条第二項に規定す の他の政令で定める者は、次に掲げる者

自己又はその取締役若しくは執行役

資産の運用を行う他の投資法人

する利害関係人等をいう。) 利害関係人等(法第二百一条第一項と 運用の指図を行う投資信託財産

2 法第二百三条第二項に規定する政令で定 取引は、第十九条第三項各号及び第五項を 掲げる取引とする。 Ŧi. の顧客であって内閣府令で定めるもの委託者指図型投資信託に係る業務以外の 登録投資法人の資産の運用に係る業務

3 その他政令で定める者は、資産運用会社が投資 読み替えて準用する法第五条第二項に規定する 行われたものである場合にあっては、知れてい の受益者(当該投資信託財産についてその受益 を投資の対象とするものに限る。)に係る全て 第十二号に掲げるものに限る。)と同種の資産 財産(法第二百三条第二項に規定する特定資産 信託委託会社として運用の指図を行う投資信託 る受益者)とする。 証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により (第三条第三号から第五号まで、第十一号及び 法第二百三条第二項及び同条第四項におい

読替え) (資産運用会社の責任を追及する訴えに関する

第百二十七条 会社法の規定を準用する場合における同法の規 定に係る技術的読替えは、 て資産運用会社の責任を追及する訴えについて 法第二百四条第三項の規定にお 次の表のとおりとす

谷号に	正める		業務	勝又は 一	夫	見 亡				日とす	するそ		父付を		台に限	や特定	正める	ダブそ	うると	5。二	り皆ら	えがた	計又がは	た。	,
				第三項	第八百四十九条	第一項	第八百四十九条							第八百四十八条								の四第二項	第八百四十七条	法の規定	読み替える会社
び清算人	。)、執行役及	査委員を除く	等委員及び監	取締役(監査	株式会社等	株式会社等	株主等	°)	社等」という	て「株式	の 節 に	子	株式交換等完	株式会社又は		当該株主等	て同じ。)	この節におい	をいう。以下	会社等の株主	は最終完全親	適格旧株主又	株主等(株主、	る字句	読み替えられ
		執行人	及び清算	執行役員	投資法人	投資法人	投資主							投資法人	主	当該投資							投資主	る字句	読み替え

外国投資証券をいい、内に限る。)に係る次に掲げるものを除く。) に係る次に掲げるものを除く。) イ 外国金融商品市場に 取次ぎ又は代理 取次ぎ又は代理 切 外国金融商品市場に は介、 適格機関投資家を相 が 適格機関投資に限る。) に係る次に掲げては当該適格機関投資証券をいい、内に限る。)	第百二十八条 法第二百二十条第一項に規定第百二十八条 法第二百二十条第一項に規定する正券(法第二百二十条第一項に規定する正券(法第二百二十条第一項に規定する正券(法第二百二十条第一項に規定する上場することを承認したものを含む。 「第一種金融商品取引所に上場されている外国と対策をいい、金融商品取引所が売買投資証券をいい、金融商品取引所が売買投資証券(法第二百二十条第一項に規定する。	及法 三 二 場 第 第 条 場 第 に 九 九 九 条 条 一 八 第 一 第 条 条	第八百四十九条 社 監査
に係る次に掲げる行為(前号に掲 を除く。) 「金融商品市場における売買の媒介、 「全融商品市場における売買の媒介、 「文は代理 「文は代理 「文は代理 「教護文を相手方として行う売付 「教関投資家を相手方として行う売付 「教関投資家を相手方として行う売付 「大き文は代理 「大き文は代理」 「大きでであるもの 「大きでであるもの 「大きでであるもの」 「大きでであるもの」 「大きに掲げる行為(前号に掲 「大きに掲げる行為(前号に掲	(二十八条 法第二百二十条第一項に規定する会で定めるものは、次に掲げるものとする。会で定めるものは、次に掲げるものとする。会融商品取引所に上場されている外国投資証券をいい、金融商品取引所が売買のた投資証券をいい、金融商品取引所が売買のた投資証券をいい、金融商品取引所が売買のため上場することを承認したものを含む。)の場所に上場されている外国投資を開放した。	芸しない 外 社	監査役(監査 投資法人 監査役(監査 監督役員 (監督役員 又は清算 (監督人) 監督人 (監督人) 算監督人
3 法第二百元 た金融商品取引業者を 第五年の所在地を管	大臣 人	第 一に場じ関三二定 百 章	で売付けをし、又は当該第一種金融商品取て売付けをし、又は当該第一種金融商品取て売付けをし、又は当該第一種金融商品取て売付けをし、又は当該第一種金融商品取る当該外国投資証券の譲渡を行わないこととを条件を当該外国投資証券を取得した者からの買り当該外国投資証券を取得した者からの買り当該外国投資証券を取得した者からの買いの事情を勘案して内閣府令で定める行為により、「大き、「大き、」という。
2 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合 における金融商品取引法の表のとおりとする。 の技術的読替えは、次の表のとおりとする。 高取引法 る字句 の規定 第四十二 又はオ 、オプション又は対象資 第四十二 又はオ 、オプション又は対象資 条の二第 プショ 産(投資信託及び投資法 を会配商 えられ 品取引法 る字句 の規定 の規定 の規定 の規定 の規定 の規定 の規定 の規定	号項三四第 第第条四 一一の十 取りバニ店の他のので定めののです。	一の十 五の十 三の十 三の十 三の十 三の十 三の十 三の十 三の十 三の十 三の ヨン オプシ 売買 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	取引法 岡財務支局の管轄区域内にある場合にあって は、福岡財務支局長)に委任する。 (金融商品取引法等の適用に関する読替え等) する場合における金融商品取引法の規定の適用 についての技術的読替えは、次の表のとおりと する。 読み替 読み替えら 読み替える字句 える金 れる字句 融商品 配 引 法
に関する法律施行令第 二第三項に規定する場合 に関する法律施行令第 に関する法律施行令第 に関する法律施行令第		で	表のとおりと 五号 第四十二 第一十 第四十 第一 第四十 第一十 第一
の有 権 権 売価 利 司 証 者 そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ そ	(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)(また)<td>一のお第四大 場所 一切 おり 現成 大</td><td>者 法律施行令第二条第二号 ・</td>	一のお第四大 場所 一切 おり 現成 大	者 法律施行令第二条第二号 ・

28																																						
の二第六号		の二第五号	第四十二条	の二第四号							0 - 第三字	第四十二条	第	第四十二条	の二第一号	第四十二条	引法の規定	商品	み替え	替えは、次の	する場合にお	条の三第二項	り金融商品取	十八年法律第	融機関の信託	運用を行う場合につ	4 法第二百二		の三第一項	四	第一号	· 三 第 一	第四十四条		の二第六号	第四十二条		_
運用財産	等他	の売買そ	価証	格禾者	権利者						3	フォイオプ	互間	運用財産	執行役	若しくは	句	られる字	読み替え	表のとおりとする。	けるこれら	〈(第二号を除く。)	引法第四十	四十三号)	業務の兼営	/ \ B	(毛針		j	運用財産	イフ取引	デリバテ	では店頭	権利者		運用財産		の他の取
信託財産	他の取引	付食資産の売買さの他の取引等又は	価証券の	受盆者	受益者	· ī	以下司じ。) げるものをいう。	第十二号までに掲	第三条第三号から	関する法律施行令	託及び投資法人これを	対象資産(受資言)		信託財産相互間	理事	、執行役若しくは			読み替える字句		する場合におけるこれらの規定に係る技術的読	除く。)の規定を準用	二条の二及び第四十四	十八年法律第四十三号)第二条の二の規定によ	等に関する法律(昭和	て適用	図型投資 毛り 毛才崔り		ļ	信託財産	買その他	5 又に対	てよけき頭デリバテ	有		託財産	取 ;	対象資産の売買そ
号の内閣府令条の二第七号及び第四十四条の三第一項第四条の二第七号及び第四十四条の三第一項第四		上等 1100000000000000000000000000000000000	関する事項に係る部分に限る。)の内	及び司法第三十五条第四項の承認の審査基準条の登録、同法第三十一条第四項の変更登録	四号及び第六十五条の四(同法第一	四条の二第一項第三号、第四十四条の三第一	の二第七号、第四十四条第三号、重して言葉に伝え音グに降る。	を記載した書頭に系る部分に艮る。)、第四十一分記載した書頭に系る部分に艮る。)、第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	九条の二第二項第二号(業務の内容及び方法り訪み替えて通用する金融商品取引対第二十	一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十二 法第二百八条第二項第三号の内閣府令	一 法第二百三条第二項の内閣府令 法第二百三条第一項第四号の内閣府	法第二百三条第	一頁第二分)引引于項の内閣府令	法第百二十八条の二第一項の内閣府	法第八十三条第	十三条第一項の内閣府令	法第五十四条第一	十一条各項の内閣府令	四の法第五十四条第一項でおいて準用する法第一三の名第一三の名の「関係者	一去第十三条第一頁の一法第十一条名項の内	十一条予頁の内閣符五条第一項本文の内	1000000000000000000000000000000000000	の : つう。 取引に係る権利に関し定められる次に掲げるも	める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等	第百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定	(関係行政機関の長との協議等) おり かんけい おいまい おいまい おいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい	品受済等以一に系う権利;こう。 政令で定める特定資産は、不動産、商品又は商	三十一条 法第二百二十	į	(関系庁女機関の長いの機等が要する寺宦管 第三号	の三第二項	第四十四条 運用財産 信託財産	取引	一号 イブ取引 産の売買その他	第二項 デリバテ ブ取	四十四条 又は店頭 、店頭デリバテ	権利者 受益者
トへオ金金融	ここ 全金 会 品	1 金融	イ金融	融			二	十六条	五 法第五	四三法第四		一法第四	とする。	利に関し行	は	3 法第二五	こよう	いに多か	こまる	コく命令	イ・金融	れれる近	特定金	ある金融	を行う投	二第二項	読み替え	三消し	二、法第二	一法第二	する。	一二系の差の	2 法第二百	: ぶ第四十	する金融	営等	り読み	十五 法第

第二百二十三条の三第六項の規定によ 分は、不動産、商品又は商品投資等取 百二十四条の二の政令で定める命令そ 十四条の三第二項第四号の内閣府令 融商品取引法第四十二条の二第七号及 替えて適用する金融機関の信託業務の 権利に関し行われる次に掲げるものと に関する法律第二条の二において準用

次に掲げる処分 融商品取引業者(次項第九号において 投資信託委託会社又は資産運用会社で 項第二号に規定する特定投資運用行為 **亜融商品取引業者」という。)に対し行** えられた金融商品取引法第二十九条の 一百二十三条の三第一項の規定により

二百十六条の規定に基づく登録の取 二百十四条の規定に基づく命令

融商品取引法第五十一条の規定に基づ

融商品取引法第五十二条第二項の規定 融商品取引法第五十二条第一項の規定 づく処分

行われる次に掲げる規定に基づくもの 産、商品又は商品投資等取引に係る権 百二十四条の二の政令で定める届出 づく命令

十六条 四条第一 項

十九条

四十九条第一 五十四条第一項において準用する法第

百九十二条第一項百九十一条第一項 取引業者に係るものに限る。) 掲げる金融商品取引法の規定(特定金 六十九条第一項

金融商品取引法第三十一条の四第二年金融商品取引法第三十一条の四第一項金融商品取引法第三十一条第三項金融商品取引法第三十一条第一項

融商品取引法第五十条の二第一項 融商品取引法第三十五条第三項 融商品取引法第三十五条第六項 項項

4 内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる 等取引に係る権利に関し、第一項各号に掲げる 各号に定めるすべての大臣)と協議するものと 内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣 (当該各号の二以上に該当する場合には、当該 内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資

通大臣 不動産に関し定められる内閣府令 国土交

産大臣 係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等 係る権利に関し定められる内閣府令 農林水 取引をいう。以下この条において同じ。)に 及びその対象となる物品のうちに農林水産関 引(農林水産関係商品に係る商品投資等取引 条各号に掲げる商品をいう。以下この条にお いて同じ。) 又は農林水産関係商品投資等取 (昭和二十五年政令第二百八十号) 第五十六 農林水産関係商品(商品先物取引法施行令

三 経済産業関係商品(農林水産関係商品以外 れる商品指数に係る商品投資等取引をいう。 の商品をいう。以下この条において同じ。) 関係商品に係る商品投資等取引及びその対象 又は経済産業関係商品投資等取引(経済産業 以下この条において同じ。)に係る権利に関 となる物品のうちに経済産業関係商品が含ま し定められる内閣府令 経済産業大臣

すべての大臣)と協議するものとする。 分に応じ、当該各号に定める大臣(当該各号の 分を行う場合には、次の各号に掲げる処分の区 取引に係る権利に関し、第二項各号に掲げる処 一以上に該当する場合には、当該各号に定める 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等 不動産に関し行われる処分 国土交通大臣

一 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投 林水産大臣 資等取引に係る権利に関し行われる処分

農

育等取引に係る権利に関し行われる処分 経三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投 済産業大臣

場合には、次の各号に掲げる届出又は登録の申 ら第八号までを除く。)に掲げる規定に基づく 取引に係る権利に関し、第三項各号(第六号か 請の区分に応じ、当該各号に定める大臣(当該 届出又は法第百八十七条の登録の申請があった 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等

定めるすべての大臣)に通知するものとする。 各号の二以上に該当する場合には、当該各号に 不動産に関し行われる届出又は登録の申 国土交通大臣

登録の申請 農林水産大臣 資等取引に係る権利に関し行われる届出又は 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投

資等取引に係る権利に関し行われる届出又は 登録の申請 経済産業大臣

保に係る検査等の権限の委任の内容) (証券取引等監視委員会への取引等の公正の確

第百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定す 第二号を除く。)、第三十七条の三第一項(第二 三第一項(第三号を除く。)の規定とする。 するためのものに限る。) 並びに第四十四条の は、投資証券の募集等に係る取引の公正を確保 項及び第七項、第四十条(同条第二号にあって く。)、第三十九条第一項から第三項まで、第五 条の四、第三十八条(第七号及び第八号を除 号及び第六号を除く。) 及び第二項、第三十七 て準用する金融商品取引法第三十七条(第一項 る政令で定める規定は、法第百九十七条におい 4

保に係る検査等以外の検査等の権限の委任) (証券取引等監視委員会への取引等の公正の確

第百三十四条 法第二百二十五条第一項の規定に に資すると認められる場合における検査の権限 る場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特 投資者保護のため緊急の必要があると認められ 告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は 会に委任する。ただし、これらの規定による報 うち、法第二十二条第一項及び第二百十三条第 員会」という。)に委任されたものを除く。)の の規定により証券取引等監視委員会(以下「委 より金融庁長官に委任された権限(同条第二項 一項から第五項までの規定による権限は、委員 金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 6

第百三十五条 法第二百二十五条第一項の規定に 内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に 務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域 金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財 定により委員会に委任されたものを除く。)は、 定による権限(同条第四項の規定及び前条の規 権限」という。)のうち、法第二編第一章の規 より金融庁長官に委任された権限(以下「長官 (財務局長等への権限の委任) 法第二十二条第一項の規定 3 2

による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨

4

長官権限のうち法第二百二十五条第四項の規

2 社等の本店の所在地を管轄する財務局長(当該 委員会に委任されたものを除く。)は、信託会 る権限(法第二百二十五条第四項の規定により にあっては、福岡財務支局長)に委任する。 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合 長官権限のうち、法第二編第二章の規定によ

3 務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財第十二号の承認の権限は、投資法人の本店の所 岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二百 定に基づく第百三十二条第五項の規定による協 は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 十三条第一項から第五項までの規定による権限 に委任されたものを除く。)並びに第百十七条 び第四項の規定並びに前条の規定により委員会 の規定による権限(法第二百二十五条第二項及 長官権限のうち、法第二百二十四条の二の規 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章

財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡 品取引業者、信託会社等又は投資法人の本店の 福岡財務支局長)に委任する。 議及び同条第六項の規定による通知は、金融商 前各項の規定は、金融庁長官の指定する権限

5 については、適用しない。

又は変更したときも、同様とする。 その旨を告示するものとする。これを廃止し、 (委員会の権限の財務局長等への委任) 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、

|第百三十六条 長官権限のうち次に掲げるもの 店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が 員会が自らその権限を行うことを妨げない。 福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあって 託会社等若しくは受託会社等又は投資法人の本 は、法第二十二条第一項に規定する投資信託委 は、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委 会に委任された権限 法第二百二十五条第二項の規定により委員

二 第百三十四条の規定により委員会に委任さ れた法第二十二条第一項及び第二百十三条第 一項から第五項までの規定による権限

項各号に掲げる委員会の権限については、 しない。 前項の規定は、委員会の指定する者に係る同

きも、 旨を公示するものとする。これを取り消したと 委員会は、前項の指定をした場合には、その

> る場合にあっては、福岡財務支局長)に委任すようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にあ いて同じ。)、第六十条第一項、第二百十九条第第一項において準用する場合を含む。次項にお を妨げない。 る。ただし、委員会が自らその権限を行うこと たる事務所の所在地又は当該行為が行われ、若 行為を現に行い、若しくは行おうとする者の主 る権限は、法第二十六条第一項(法第五十四条 定により委員会に委任された同項第一号に掲げ (当該所在地又は当該行われ、若しくは行われ しくは行われようとする地を管轄する財務局長 項若しくは第二百二十三条第一項に規定する

5 準用する金融商品取引法第百八十七条第一項の 九条第三項又は第二百二十三条第三項において する財務局長又は福岡財務支局長のほか、次項前項の委員会の権限については、同項に規定 規定による処分(第八項及び第九項において 六条第七項(法第五十四条第一項において準用 いて「関係人等」という。)に対して法第二十 及び第九項において「禁止命令等の申立て」と 第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二 又は第七項の規定により法第二十六条第一項、 「調査のための処分」という。)を行った財務局 する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十 いう。)の関係人又は参考人(以下この条にお 百二十三条第一項の規定による申立て(第八項

6 る権限は、関係人等の住所又は居所の所在地を定により委員会に委任された同項第二号に掲げ 支局長)に委任する。ただし、委員会が自らそ 管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局 の権限を行うことを妨げない。 の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務 長又は福岡財務支局長も行うことができる。 長官権限のうち法第二百二十五条第四項の規

7 財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、 財務支局長のほか、当該関係人等の営業所等の 福岡財務支局長)も行うことができる。 所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡 については、前項に規定する財務局長又は福岡 他必要な場所(以下この項及び次項において 「関係人等の営業所等」という。)に関するもの 前項の委員会の権限で関係人等の営業所その

8 めの処分を行った財務局長又は福岡財務支局長 前項の規定により関係人等に対して調査のた その管轄区域外にある同一の禁止命令等の

> ができる。 のための処分の必要を認めたときは、当該関係 申立てに係る関係人等の営業所等に関する調査 人等に対し、当該調査のための処分を行うこと

外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等 申立てに係る関係人等に対して調査のための処 ための処分を行った財務局長又は福岡財務支局 に対して調査のための処分を行うことができ 分を行う必要を認めたときは、当該関係人等以 長は、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の 第七項の規定により関係人等に対して調査

成十二年十一月三十日)から施行する。 流動化に関する法律等の一部を改正する法律 (平成十二年法律第九十七号) の施行の この政令は、特定目的会社による特定資産) 日 (平

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇 三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法 する。 律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行

四八二号) 則 (平成一二年一一月一七日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資 う。) から施行する。 成十二年十一月三十日。以下 律(以下「改正法」という。)の施行の日(平 産の流動化に関する法律等の一部を改正する法 「施行日」とい

四八三号) 抄附 則 (平成一二 年一一月一七日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取 二年十二月一日)から施行する。 引法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十

五四八号) (平成一二年一二月二七日政令第

十三年四月一日)から施行する。 (平成十二年法律第九十号) の施行の日 この政令は、商法等の一部を改正する法律 (平成

号 (平成一三年一月四日政令第四

(施行期日)

1 の技術の利用のための関係法律の整備に関する この政令は、書面の交付等に関する情報通信

法律の施行の日 (罰則に関する経過措置 (平成十三年四月一日) から施

る。

適用については、なお従前の例による この政令の施行前にした行為に対する罰則 (平成一三年二月九日政令第二八

2

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 (平成一三年六月六日政令第一九 平成十三年四月一日 「から施

三号)

この政令は、 附 則 (平成一三年七月二六日政令第二 公布の日から施行する。

この政令は、 五三号) 平成十四年四月一日から施行す

——号) 則 (平成一三年九月二一日政令第三

(施行期日)

第一条この政令は、 の法律の施行の日 施行する。 経過措置) (平成十三年十月一日) から 商法等の一部を改正する等

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

附 則 0号) 抄 (平成一四年一月二三日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十四年二月一日から施

0号) 則 抄 (平成一 年三月二〇日政令第五

第一条 この政令は、

平成十四年四月一日

から施

(施行期日)

行する。

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (罰則の適用に関する経過措置) (平成一四年四月二四日政令第一

法律の施行の日(平成十四年五月一日)から施する商法の特例に関する法律の一部を改正する 行する。 この政令は、 六四号) 商法及び株式会社の監査等に関

附 二〇号 則 (平成一四 年六月二一日政令第二

> この政令は、 平成十四年七月一日から施行す

六 附 四 号 則 (平成一四 年一二月六日政令第三

この政令は、 平成十五年一月六日から施行す

る。

附 七号) 則 (平成一五年三月二八日政令第一

施行の日(平成十五年四月一日)から施行すこの政令は、商法等の一部を改正する法律の

る。

五四〇号) 則 7) 抄(平成一五年一二月二五日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施 行する。

則 (平成一六年一月三〇日政令第九

(施行期日) 号 附

第一条 この政令は、 行する。 平成十六年四月一日から施

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

五号) 附則 (平成一六年三月一九日政令第四

(施行期日)

第一条 この政令は、担保物権及び民事執行制度 る。 施行の日(平成十六年四月一日)から施行す の改善のための民法等の一部を改正する法律の

七三号) (平成一六年四月二八日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業等投資事業有限責 (平成十六年法律第三十四号)の施行の日(平低組合契約に関する法律の一部を改正する法律 成十六年四月三十日)から施行する。

六 附 号 〕則 抄 (平成一六年九月八日政令第二六

(施行期日)

合理化を図るための社債等の振替に関する法律第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の 等の一部を改正する法律(以下「改正法」とい から施行する。 う。)の一部の施行の日 (平成十六年十月一日)

附 三一八号) 則 (平成一六年一○月二○日政令第 抄

(施行期日)

(罰則の適用に関する経過措置)

2 適用については、なお従前の例による。 この政令の施行前にした行為に対する罰則

(施行期日)

第一条 この政令は、証券取引法等の一部を改正 六年十二月一日)から施行する。 する法律附則第一条第三号に定める日

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

(平成一六年一二月三日政令第三

この政令は、電子公告制度の導入のための商

四二九号) 則 (平成一六年一二月二八日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 十二月三十日)から施行する。 (平成十六年

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施 行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

則 (平成一七年三月九日政令第三八

(施行期日)

1 る。 (資産の流動化に関する法律施行令等の一部改

2 関する法律の一部を改正する法律附則第三条の化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に る法律第三条の規定による改正前の不動産の鑑 定評価に関する法律の規定(不動産取引の円滑 不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正す 規定によりなお従前の例によることとされる場 正に伴う経過措置) 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び

(施行期日)

月一日)から施行する。 この政令は、破産法の施行の日 (平成十七年

三五四号) 則 (平成一六年一一月一二日政令第 抄

(平成十

.罰則の適用に関する経過措置)

八五号)

七年二月一日)から施行する。 法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十

九号) 附 則 (平成一七年二月一六日政令第一

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、平成十七年四月一日から施行す

規定にかかわらず、なお従前の例による。 掲げる法律の規定による調査における取扱いに とを禁止する処分を受けた者の次の表の上欄に 合を含む。)により不動産の鑑定評価を行うこ ついては、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の

に関する法律第十六条投資信託及び投資法人 第九号 法律第三十八条第二項 含む。)及び第三十四条 おいて準用する場合を 資産の流動化に関する の四第一項 十九条の十一第一項に の二第一項(同法第四 化に関する法律施行改正後の資産の流動 四条第三号ハ及び第 条第三号ハ、第三十 第三条の規定による 四十九条第一項第三 法律施行令第二十二 改正後の投資信託及 第四条の規定による び投資法人に関する 令第四条第四号ハ

法律第三十八条第二項 定目的会社による特定 規定による改正前の特 その効力を有するもの 定資産の流動化に関す特定目的会社による特 第八号 資産の流動化に関する とされる同法第一条の する法律附則第二条第 る法律等の一部を改正 項の規定によりなお る特定目的会社によ 第四条第三号ハ る特定資産の流動 を有するものとされ によりなおその効力 令附則第二条の規定 改正後の資産の流動 に関する法律施行令 化に関する法律施行 第五条の規定による

〇六号) 附 則 (平 成 抄 一七年 ·六月一〇日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、金融先物取引法の一部を改 いて「施行日」という。)から施行する。 正する法律(次条及び附則第三条第 て「改正法」という。)の施行の日(同項に (罰則の適用に関する経過措置) 一項にお

則の適用については、なお従前の例による。 第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰

附則 三〇号) (平成一七年六月二九日政令第二 抄

第一条 この政令は、 行する。 平成十七年七月一日から施

附 三五五号) 則 (平成一七年一一月三〇日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 平成十七年十二月一日

から

(施行期日) 二号) 則 抄 (平成一八年一月二七日政令第

第一条 この政令は、 行する。 七四号) 則 (平成一八年四月一九日政令第 平成十八年二月一日から施

五月一日)から施行する。 この政令は、会社法の施行の日 三八四号) 則 (平成一八年一二月一五日政令第 (平成十八年

附 則 この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 〇八号) (平成一九年七月一三日政令第二 抄

する。 三号) 則 抄 (平成一九年八月三日政令第二三

第一条 この政令は、

信託法の施行の日から施行

第一条 この政令は、 (財務局長等への権限の委任) (施行期日) 改正法の施行の日 から施行

則第六十二条において「本店等」という。)のる主たる営業所又は事務所。以下この条及び附国に住所を有する個人にあっては、国内におけ の項において「提出者」という。) の本店その該各号に規定する書類の提出をする者(以下こという。) のうち次の各号に掲げるものは、当 事務所を有しない場合にあっては関東財務局岡財務支局長、当該提出者が国内に営業所又は 財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福 所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡 他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外 された権限(以下この条において「長官権限」 法第二百十五条の規定により金融庁長官に委任 改正法附則第二百十六条第一項及び整備

から四まで る書類の受理及び同条第三項の規定による 改正法附則第百五十九条第二項の規定によ

長)に委任する。

正に伴う経過措置 (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

信託法第二条第四項に規定する証券投資信託 改正法の施行の際現に存する旧投資

> 規定する証券投資信託に該当するものを除く。) 及び投資法人に関する法律(以下この条におい (改正法第五条の規定による改正後の投資信託 投資信託とみなす。 は、新投資信託法第二条第四項に規定する証券 て「新投資信託法」という。) 第二条第四項に

第三十三条 改正法附則第百五十九条第二項に規 備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種条第二項に規定するみなし登録第一種業者、整 投資運用業を記載することにより、改正法附則 業者又は整備法第六十条第二項に規定するみな 省略することができる。 第百五十九条第二項の規定による書類の提出を の規定により提出する書類に業務の種別として は整備法第二条第二項若しくは第六十条第二項 登録運用業者は、改正法附則第十八条第二項又 定するみなし登録運用業者が改正法附則第十八 し登録第一種業者である場合には、当該みなし

第三十四条 旧投資信託法第三十六条第一項の規 なお従前の例による。 定により作成した帳簿書類の保存については、

第六十三条 施行日前にした旧証券取引法施行 施行令若しくは第五十一条の規定による改正前条第四号の規定による廃止前の金融先物取引法 令又はこれらに基づく命令の規定によってした 令、第三条の規定による改正前の投資信託及び 令の相当の規定によってしたものとみなす。 定めがあるものを除き、新金融商品取引法施行は、改正法附則、整備法又はこの附則に別段の 取引法施行令の規定に相当の規定があるもの 処分、手続その他の行為であって、新金融商品 の商品投資に係る事業の規制に関する法律施行 る法律施行令、旧抵当証券業規制法施行令、同 前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関す 投資法人に関する法律施行令、第十六条の規定 者法施行令、第十七条第二号の規定による廃止 による改正前の信託業法施行令、旧外国証券業 (処分等の効力)

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の の適用については、なお従前の例による。 合における施行日以後にした行為に対する罰則 規定によりなお従前の例によることとされる場 (罰則の適用に関する経過措置)

五号) (平成一九年八月三日政令第二三

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 平成十九年十月一日から施

> |第四十一条 この政令の施行前にした行為に対す (罰則に関する経過措置)

九二号) (平成一九年九月二〇日政令第1

則 (平成一九年一二月一四日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施 行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令の

第三十一条 既登録社債等については、第三十九 条の規定による改正前の投資信託及び投資法人 その効力を有する。 1関する法律施行令第九十八条の規定は、 なお

附 則 (平成二〇年六月二七日政令第1

六 附 九 号) (平成二〇年一二月五日政令第三 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を 改正する法律(平成二十年法律第六十五号。 年十二月十二日)から施行する。 下「改正法」という。) の施行の Ħ (平成二十 以

における施行日以後にした行為に対する罰則の定によりなお従前の例によることとされる場合第十二条 施行日前にした行為及びこの附則の規

号 則 (平成二一年一月二三日政令第八

一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十する法律(平成二十年法律第六十五号)附則第 年六月一日)から施行する。

三〇三号) 則 (平成二一年一二月二八日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から十二年四月一日)から施行する。ただし、次の 施行する。

る罰則の適用については、 、なお従前の例によ

る。

この政令は、公布の日から施行する。

三六九号) 抄

部改正に伴う経過措置)

— 号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

適用については、なお従前の例による。

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正

一から三まで

第七条第一項の改正規定、第十九条中水産業 施行令第十三条第一項の改正規定、第十一条 四及び第三十八条第二項の改正規定、第五条 三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年 項の改正規定、第二十一条中保険業法施行令 協同組合法施行令第十条の七第一項及び第二 部分に限る。)、第十三条中労働金庫法施行令 く。)」を加える部分及び同条に一項を加える 中長期信用銀行法施行令第五条の改正規定 及び第二項の改正規定、第七条中信用金庫法 中農業協同組合法施行令第一条の十六第一項 びに第三十五条の規定
改正法附則第一条第 法律施行令第百二十一条第一項の改正規定並 第三十三条中投資信託及び投資法人に関する 第二十一条の改正規定、第三十二条の規定、 に「(同法第十二条の三を準用する場合を除 十月一日) (同条第一項の表以外の部分中「場合」の 第一条中金融商品取引法施行令第十六条 下

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この政令 (附則第一条第二号に掲げる規 定にあっては、当該規定)の施行前にした行為 による。 に対する罰則の適用については、 なお従前の例

九六号) 附 則 抄(平成二二年九月一〇日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日 十三年一月一日)から施行する。 (平成二

附 則 (平成二二年一二月二七日政令第 二五五号) 抄

施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を う。)の施行の日(平成二十三年四月一日)か改正する法律(次条において「改正法」とい ら施行する。

八 附 一 号 則 (平成二三年六月二四日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する 送法等改正法」という。)の施行の日(平成二 法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放 から施行する。 十三年六月三十日。 以下 「施行日」という。)

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 三三九号) (平成二三年一一月一六日政令第

律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 のための金融商品取引法等の一部を改正する法この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化 (平成二十三年十一月二十四日) から施行する。 (平成二四年七月一九日政令第一

(平成二十五年一月一日) から施行する。 この政令は、新非訟事件手続法の施行の日 九七号)

附 則 (平成二六年一月二四日政令第

(施行期日)

する法律の施行の日(平成二十六年四月一日) から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置) この政令は、金融商品取引法等の一部を改正

適用については、なお従前の例による。 この政令の施行前にした行為に対する罰則の 附 則 九号) (平成二六年二月二六日政令第四

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を う。) の施行の日(平成二十六年三月十一日) 改正する法律(次条において「改正法」とい (罰則の適用に関する経過措置) (施行期日) 1

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (平成二六年七月二日政令第二四

の日(平成二十六年十二月一日)から施行すする法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正

四附号副 則 (平成二六年九月三日政令第二九

この政令は、 附 則 (平成二七年一月二八日政令第二 公布の日から施行する。

る。 施行の日(平成二十七年五月一日)から施行す この政令は、会社法の一部を改正する法律の

三三号) 則 (平成二七年五月一五日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を する。 行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行 改正する法律(以下「改正法」という。)の施

三二六号 附 則 (平成二九年一二月二七日政令第

施行する。 る法律の施行の日(平成三十年四月一日)から この政令は、金融商品取引法の一部を改正す

号 附 抄 ^則 (令和二年四月三日政令第一四)

(施行期日)

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する

この政令は、会社法の一部を改正する法律の

号 附 (令和四年二月二日政令第三七

令和四年四月一日から施 行す

附

この政令は、外国弁護士による法律事務の取 号

号) 則 (令和四年八月三日政令第二六八

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決 (施行期日) 六号) 附則 (令和五年五月二六日政令第

律等の一部を改正する法律(以下「改正法」と 済制度の構築を図るための資金決済に関する法

施行する。 いう。)の施行の日 (令和五年六月一日)

から

第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う 日)から施行する。 正法」という。)の施行の日(令和二年五月一 関する法律等の一部を改正する法律(以下「改 金融取引の多様化に対応するための資金決済に

罰則の適用については、なお従前の例による。 施行の日(令和三年三月一日)から施行する。 附 則 (令和三年二月三日政令第二一号)

る。 (施行期日) この政令は、 則 (令和四年二月一八日政令第四)

る。 の施行の日(令和四年十一月一日)から施行す 扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

(令和四年九月一日) から施行する。 則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 この政令は、会社法の一部を改正する法律附